

# HIDASHIN DISCLOSURE 2024

飛驒信用組合の現況

[ 令和5年4月1日～令和6年3月31日 ]

# 地域とともに サステナブルな未来を 創造します。

## 経営理念

1. 地域金融を通じ、地域社会の発展に貢献します。
2. お客様の声を経営に反映し、質の高い金融サービスを提供します。
3. 金融機関としての社会的責任と公共的使命を念頭に、法令遵守態勢の徹底と高い企業倫理の確立に努めます。

## 当組合の概要 (令和6年3月31日現在)

名称	飛驒信用組合	店舗数	16カ店 他に店舗外ATM21カ店
略称	ひだしん	自己資本額	286億円
本店所在地	高山市花岡町1丁目13番地1	組合員数	24,267名
設立	昭和29年9月28日	預金積金	3,114億円
営業区域	高山市・飛驒市・白川村	貸出金	1,157億円

## 飛驒信用組合の現況

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 2 ごあいさつ             | 23 リスク管理体制について         |
| 3 ひだしんと地域社会         | 25 内部統制基本方針            |
| 5 令和5年度 業績のご報告      | 26 お客様の情報の管理           |
| 6 ひだしんのあゆみ          | 27 苦情対応・紛争解決措置等の概要について |
| 7 ひだしんトピックス         | 29 信用組合と総代会制度について      |
| 11 地域密着型金融の取り組みについて | 31 組織図                 |
| 17 さらなる金融仲介機能の発揮    | 32 報酬体系について            |
| 21 店舗のご案内           | 33 主要な事業の内容            |
| 22 コンプライアンス体制について   | 35 主な手数料のご案内           |

## ごあいさつ

平素は、飛驒信用組合に格別のご愛顧、お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も当組合の経営内容につきましてご理解を深めていただきませう、ディスクロージャー誌「HIDASHIN DISCLOSURE 2024」を作成しましたのでご覧いただければ幸いです。

さて、当期のわが国経済を顧みますと、コロナ禍の3年間を乗り越え、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲のもと、経済再開の動きが顕著となりましたが、エネルギー・原材料価格の高騰を受けた諸物価上昇の影響から内需に弱さが見られるなど、回復のペースは緩やかなものにとどまりました。

一方金融情勢に目を転じますと、米連邦準備理事会(FRB)はインフレ抑制に自信を深め、7月の米連邦公開市場委員会(FOMC)での利上げを最後に政策金利を据え置き、利下げ観測が強まるなか、日銀は3月の金融政策決定会合において、マイナス金利の解除と併せ長短金利操作(イールドカーブ・コントロール、YCC)の撤廃を決定し、2013年に始まった大規模金融緩和は事実上終了するとともに金融政策は正常化に向けて新たな段階に入りました。

当地域におきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行とともに社会・経済活動の正常化が進み、観光客入り込みはインバウンド主体に急速に戻りつつあり、厳しい事業環境にあった観光関連産

業も明るい兆しが伺えます。当該状況下において、当組合は外部機関や制度を活用し、足元の実態や実情に焦点を当てた事業者支援を始め、「さるぼぼコイン」と行政との連携により、金融機関初の取り組みとなる「ふるさと納税」のポータルサイト運営等、金融仲介機能の発揮に注力した結果、期末預金3,114億円、期末貸出金1,157億円と業容は順調に推移し、健全かつ強固な財務基盤を背景とする資金運用収益の着実な確保を主因に、当期純利益7億88百万円を計上しました。

新年度の景気動向を眺めますと、ウクライナや中東の地政学的リスクが一段と高まる国際情勢不安のなかで、主要国の金融政策は転機を迎えており、金融資本市場の不確実性の顕在化により、先行きは不透明感が深まる見通しにあります。

かような経営環境のもと、9月に創立70周年を迎えるにあたり「地域とともに未来へつなぐサステナブルフューチャー」を掲げ、未来の環境や社会の変化に対応できる持続可能な金融機関として地域の課題解決に主体的に取り組んでまいりますので、「一層のご理解、ご後援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

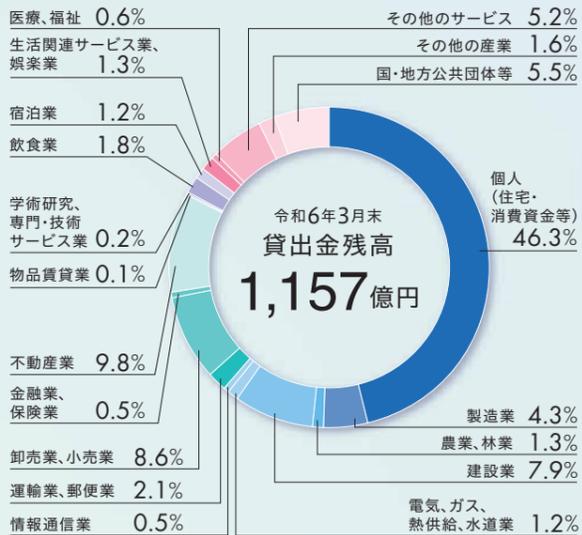
理事長 大原 誠

### お客さまへのご融資について

お客さまからお預かりした大切なご預金は、小口・多数利用の原則に立ち、地元中小企業の皆さまへのご融資のほか、住宅ローン、消費者ローン等勤労者向けご融資としてご利用いただいております。

今後も、資金ニーズに幅広くお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。

#### ● 貸出金の業種別構成



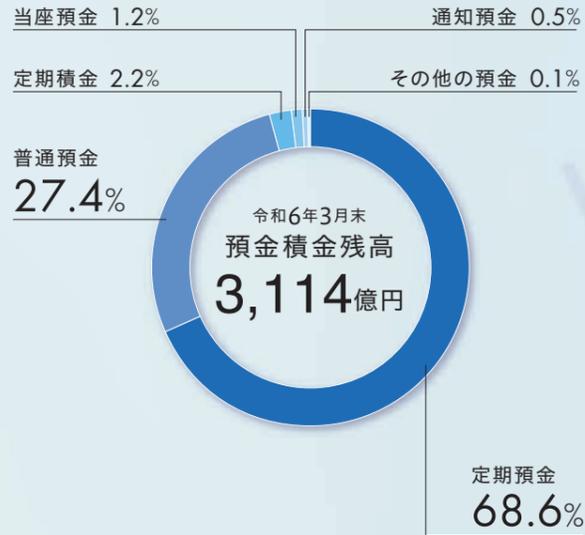
詳しくは、資料編7ページをご覧ください。

### お客さまからのご預金について

当組合は、お客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、各種商品を取り揃えております。

また、より一層のサービスの充実に向けて新商品の開発に取り組んでおります。

#### ● 預金積金の科目別構成



詳しくは、資料編1ページをご覧ください。

### 今期の決算について

令和6年3月期の決算は、資金運用収益の増加を主因に、当期純利益7億88百万円を計上することができました。

● 業務純益 **14億27百万円**

● 経常利益 **13億32百万円**

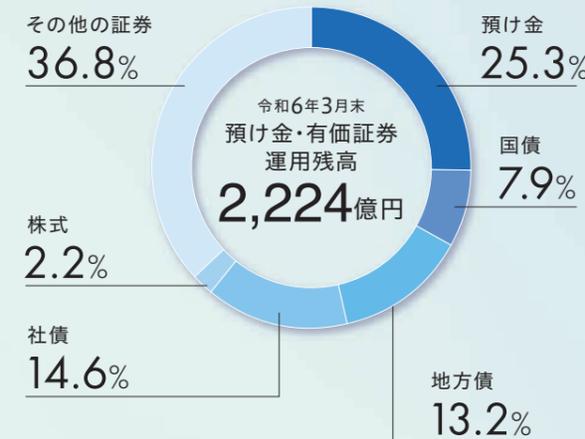
● 当期純利益 **7億88百万円**

### ご融資以外の運用について

当組合はお客さまからのご預金をご融資のほか、預け金や有価証券等により運用を行っております。

このうち預け金は、主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は高格付債券を中心とした運用に努めております。

#### ● 預け金・有価証券の運用構成



詳しくは、資料編1ページをご覧ください。

# REPORT 2024

#### お客さま

組合員数 **24,267**名  
出資金 **281**百万円

#### 飛驒信用組合

役員員数 **166**名  
店舗数 **16**カ店  
店舗外ATM **21**カ店

ひだしんと地域社会

当組合は高山市、飛驒市、白川村を営業区域として金融サービスを提供しており、地域の皆さまからお預けいただいたご預金は、地元企業の事業活動のための資金や当地域にお住まいの方が住宅や自動車をご購入される際の資金などへのご融資としてご利用いただいております。

また、金融機能の提供に留まらず企業経営・人材育成・文化活動・スポーツ活動といった面も視野に入れて広く地域社会の活性化に努めております。

令和5年度 業績のご報告

預金・積金

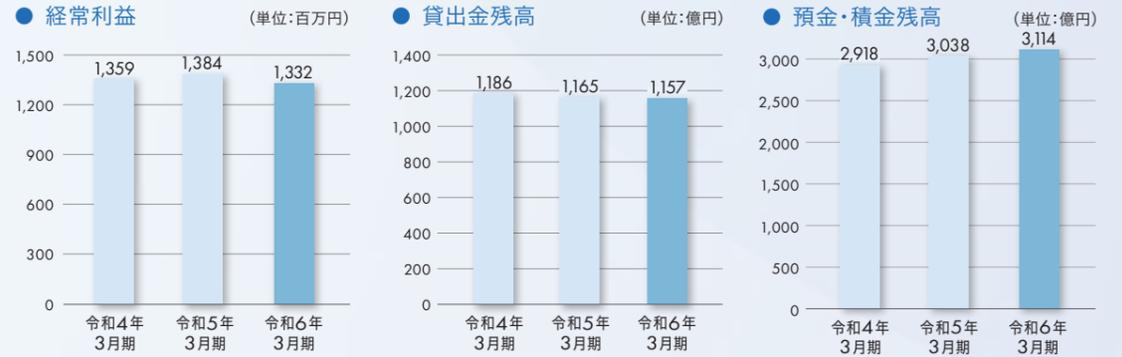
年金・給振口座の獲得推進および夏季・冬季の預金増強キャンペーンに注力した結果、個人預金とともに法人・公金預金も伸長し、前期比76億11百万円増加(年率2・50%増)し、期末残高は3,114億82百万円となりました。

貸出金

各種制度や外部機関を活用し、中小企業・個人事業主に対する幅広い支援策と併せ、住宅ローン・消費者ローンを中心に取引深耕と新規開拓に努めたものの、前期比8億2百万円減少(年率0・68%減)し、期末残高は1,157億94百万円となりました。

収益

「ふるぽコイン」と行政との連携により、金融機関初の取組となる「ふるさと納税」のポータルサイト運営等をはじめ金融仲介機能の発揮に注力した結果、業容は順調に推移し健全かつ強固な財務基盤を背景とする資金運用収益の確実な確保を主因に、経常利益13億32百万円・当期純利益7億88百万円を計上することができました。



自己資本比率

自己資本比率の推移

自己資本比率は、貸出金や有価証券等の「リスク資産(リスク・アセット等)」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値で、金融機関の健全性・安全性を測る重要な指標です。自己資本比率は、国内基準で4%以上でなければならないとされていますが、当組合は一貫して自己資本の充実と健全性に努めてきました結果、令和6年3月末の自己資本比率は19・60%となり、国内基準の5倍近い高い水準にあります。

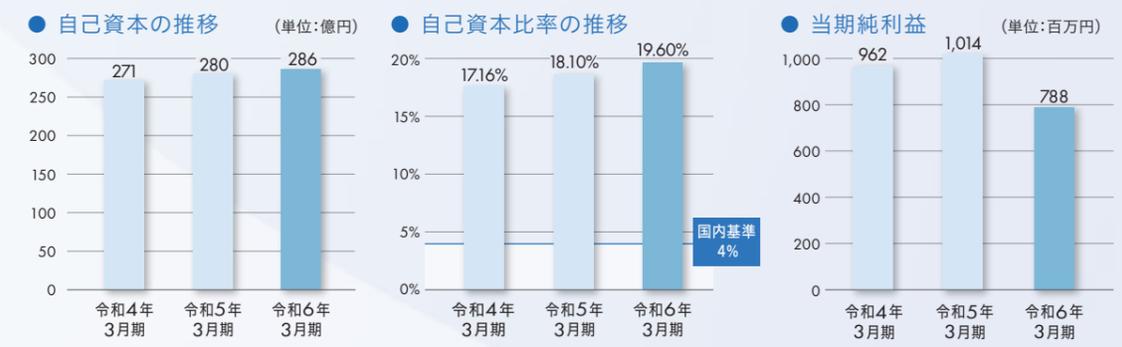
自己資本比率  
(令和6年3月期)

# 19.60%

自己資本額  
(令和6年3月期)

# 286億円

**自己資本の推移**  
当組合は、長年にわたり利益からの蓄積である、特別積立金(無コスト資金)を中心に自己資本の増強に努めてきました結果、令和6年3月末の自己資本は、286億円と健全な体質を堅持しております。



\*上記の詳細につきましては、資料編11ページの「自己資本の充実の状況等について」をご覧ください。

ひだしんのあゆみ

昭和29年 | 29年9月 飛騨商工信用組合設立  
10月 高山市本町2丁目7番地で営業開始  
31年5月 本店を本町1丁目2番地へ移転  
49年4月 飛騨信用組合に改称  
59年11月 ひだしん経営研究会発足  
平成1年 | 4年10月 日銀歳入復代理店・外国為替業務を開始  
平成10年 | 6年10月 創立40周年記念式典挙行  
11年12月 高山市指定金融機関に指定される  
12年10月 信組共同センターへ加盟  
16年10月 創立50周年記念式典挙行  
平成20年 | 17年10月 ひだしん会青年部会発足  
18年5月 郵貯ATM提携入金業務開始  
19年12月 岐阜大学と「産学連携協定」締結  
20年5月 岐阜県子育て支援企業登録制度取り組み開始

平成30年 | 30年2月 ニッキン賞受賞  
6月 「飛騨信用組合ペイメントサービス」開始  
29年2月 平成28年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」で表彰  
岐阜県子育て支援エクセレント企業に認定  
電子地域通貨「ふるぽコイン」リリース  
27年2月 「飛騨・高山ふるぽ結ファンド」設立  
11月 東山支店を駿河屋エブリ東山店内に15B(インストアプランチ)として新築移転  
25年9月 花岡町に本店営業部新築移転  
24年9月 ひだしんふるぽ倶楽部発足  
22年3月 創立55周年記念寄付金贈呈  
21年10月 飛騨市指定金融機関業務開始  
21年10月 飛騨市指定金融機関業務開始  
22年3月 創立55周年記念寄付金贈呈  
24年9月 ひだしんふるぽ倶楽部発足  
25年9月 花岡町に本店営業部新築移転  
26年3月 東海財務局より平成25年度地域密着型金融に関する取り組みにおける顕彰「受賞」  
7月 無料相談所「BizCon.HIDA」開設  
8月 クラウドファンディング「FAVO飛騨・高山」運営開始  
11月 当組合100%出資子会社「ひだしんイノベーションパートナーズ(株)」設立

令和1年 | 1年6月 クレジットカード番号等取扱契約締結  
10月 第56回全国信用組合大会にて社会貢献表彰を受賞  
3年3月 令和2年度「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」で表彰  
4年1月 第7回サステナブルファイナンス大賞にて地域金融賞を受賞  
4月 第9次中期経営計画スタート  
9月 食とくらしのグリーンライフポイント推進事業「グリーンライフin飛騨」開始  
令和5年 | 5年11月 ふるぽコインを活用した「ふるさと納税」サービス開始  
令和6年 | 6年1月 「飛騨・高山サステナブルファンド」設立  
6年3月 健康経営優良法人(中小規模法人部門)に3年連続で認定

# ひだしんトピックス

ひだしんの  
この1年の活動を  
ご紹介していきます



## 01 ユーターシップ 会社見学ツアー

令和5年8月4日、10名の高校生・大学生が当組合に見学に来てくださいました。  
当組合の業務内容やさるぼぼコインについて学び、実際に本店営業部を見学し、さるぼぼコインを体験していただきました。  
主催：高山商工会議所



## 02 キャンペーン抽選会

サマーキャンペーンとウインターキャンペーンの期間中に販売した「懸賞付定期預金」の抽選会をひだしん会役員4名の皆さまにご参加いただき、抽選を行いました。



## 03 ウィンター イルミネーション

令和5年12月より2カ月間、本店営業部にて開催しました。



## 04 高山市環境配慮 事業所に認証

令和5年11月25日、高山市の環境配慮事業所認証制度に認証されました。当組合はこれからも環境に配慮した取り組みに積極的に取り組んでまいります。



## 05 けやき通り支店 仮店舗営業開始

令和6年1月22日より、ひだしんサロン棟にて仮店舗営業を行っております。  
新店舗は令和6年冬頃オープン予定です。



新店舗イメージ

## 06 飛騨・高山 サステナブルファンド 設立

令和6年1月22日、当組合の子会社であるひだしんインベションパートナーズ株式会社は、ルネッサンスキャピタル株式会社との共同運営により、地域経済活性化の経済支援に加え、多くの事業者の経営課題である事業継承支援を目的として設立しました。

### 企業支援 人材育成

## 01 新入社員 研修会

令和5年4月4日、5日にひだホテルプラザにて開催しました。  
報告・連絡・相談の重要性や正しい言葉遣い、名刺交換など社会人としての基礎を研修いただきました。  
講師：株式会社 Family 代表取締役 井関文代様



## 03 ひだしん会 講演会



第118回  
榎原 寛己 先生  
(元プロ野球選手)



第119回 女性セミナー  
杉山 愛 先生  
(元プロテニスプレーヤー)



第120回 新春講演会  
井村 雅代 先生  
(アーティスティックスイミング  
元日本代表ヘッドコーチ)

## 07 健康経営 優良法人 2024 認定

昨年度に引き続き中小規模法人部門で認定を受けました。



## 02 経営者向け セミナー

令和5年4月19日、5月26日、6月23日の3日間、MMPCCコンサルタンツ株式会社様との共同開催で「売上倍増塾」を開催しました。外部講師による講義やグループワークなどを通じてアフターコロナに対応する経営手法や戦略を学び、「早期経営改善計画」を策定することを目的とするプログラムでした。



## 04 ひだしん 青年部会 勉強会



第50回  
国崎 信江 先生  
(危機管理アドバイザー)



第51回  
嶋 聡 先生  
(株式会社アイモバイル・ミクシィ  
社外取締役)

地域社会  
貢献活動

01 ひだしんはつつ会  
健康セミナー

令和5年7月19日、21日、当組合で年金をお受取りいただいている方で行われる「ひだしんはつつ会」の会員様を対象にしたセミナーを開催しました。  
認知症やフレイル予防をテーマにご講演いただきました。  
講師…訪問看護認定看護師 野崎加世子様



05 ひだしんカップ

令和5年9月17日、岐阜県少年サッカー連盟・飛騨地区サッカー協会主催の「第13回ひだしんカップ」を開催しました。  
12団体27チーム約430名の選手にご参加いただきました。



08 グラウンドゴルフ大会

令和5年11月14日、48名の皆さまにご参加いただき、楽しく元気にプレーしていただきました。

09 高山西高校にて金融教室を開催

令和6年3月11日、金融リテラシーの向上と当組合創立70周年記念事業として、高山西高等学校2年生を対象にした金融教室を開催しました。



02 ちよけらまいか大仮装盆踊り大会2023

令和5年7月29日、総勢24名の職員がスーパーマリオブラザーズに仮装したパフォーマンスで大会を盛り上げ、「審査員特別賞」を受賞することができました。  
主催…飛騨高山サマーフェスティバル推進協議会



03 ミニ四駆体験教室

令和5年8月19日、高山自動車短期大学様と合同で開催しました。  
64名の皆さまにご参加いただき、親子でミニ四駆を製作・レース体験を行っていただきました。



04 社会人ゴルフ大会

令和5年8月5日、飛騨高山カントリークラブにて開催し、25チーム・76名(うち女性9名)の皆さまにご参加いただきました。  
また、高山市出身のプロゴルフアー富田幸暉さんにも参加していただきました。



06 シルバーカップゴルフ大会

令和5年9月14日、飛騨高山カントリークラブにて開催しました。  
絶好なゴルフ日和のもと、50名の皆さまにご参加いただき、大変賑やかなゴルフ大会となりました。

07 飛騨・高山ふるさと預金

例年、「飛騨・高山ふるさと預金」の年間平均残高の一定額を、地域振興・環境保全活動等へ寄付しています。  
令和5年度は、高山市・飛騨市の教育・福祉事業の支援を目的に、両市の教育委員会様に寄付金を贈呈しました。



10 飛騨高山ブラックブルズ岐阜

地元で活躍する女子ハンドボールチーム「飛騨高山ブラックブルズ岐阜」をスポンサーとして支援しています。



さるぼぼコイン

02 さるぼぼコインユーザー3万人突破

令和5年9月7日、さるぼぼコインユーザー数が3万人を突破しました。  
3万人目のユーザーの方とその後の方へ記念品を贈呈しました。



01 さるぼぼコイン事業から寄付

令和5年7月26日、子育て支援施設の高山市「であい塾」および飛騨市「グリーンルーム」へ各30万円を寄付しました。

04 ふるさと納税ポイント提供開始

令和5年11月24日より、高山市・飛騨市のふるさと納税の返礼品として、ふるさと納税ポータルサイトにおいて、「ふるさと納税ポイント」の提供を開始しました。



05 令和6年能登半島地震義援金(＋組合寄付)

さるぼぼコインを活用して、令和6年能登半島地震で被災された方々への支援を募り、1,178件、4,767,300円の義援金を贈りました。



06 「旅先deふるさと納税」リリース

令和6年3月8日より、「旅先deふるさと納税」(観光などで当地へお越しいただいた際に、さるぼぼコインアプリからクレジットカード等でふるさと納税がすぐに行える現地決済型ふるさと納税サービス)を開始しました。



03 温泉むすめとコラボレーション

温泉むすめは、全国の温泉地や観光地を応援するために始まった観光支援及び地域活性化プロジェクトで、ファンの方々による聖地巡礼といった地域貢献が期待されます。  
そこで、高山市の飛騨高山温泉を担当するご当地キャラクターの「高山匠美」(たかやまたくみ)さんには、当組合の制服を着ていただき、電子地域通貨「さるぼぼコイン」のPRや地域の魅力発信にご協力いただいております。



© ONSEN MUSUME PROJECT

07 「サタデーウォッチ9」で紹介されました

NHK総合で放送中の「サタデーウォッチ9」でさるぼぼコインが紹介されました。(令和6年3月23日放送)



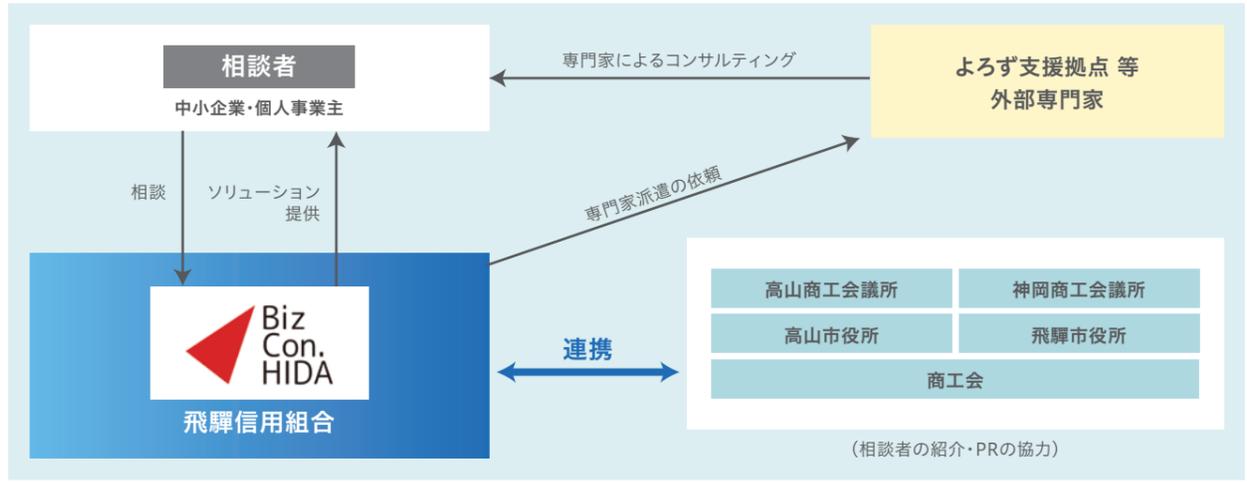
## BizCon.HIDA (ビズコンヒダ) の開設

- ① 動機(経緯) 地域の事業者に対する各種相談対応やコンサルテーションを行う窓口は、商工会議所や商工会等の経済団体及び行政、そして各金融機関と複数存在する状況であり、またそれぞれが対応可能な相談内容に差異があることから、事業者にとっては『どこに相談すればよいか』が分かりづらい状況が存在していた。
- ② 概要 【提供サービス】  
・売上拡大サポート・経営サポート・起業・創業サポート・情報発信・資金サポート・専門家派遣の実施
- ③ 成果  
・課題の解決(資金調達の達成、売上の増加)による経営改善。  
・補助金を始め各種行政施策の情報獲得。  
・相談窓口の一本化による利便性の向上及び課題解決までの時間短縮。  
・取引先との関係深耕が図れ、また取引先の事業に対する理解が深まった。
- ④ 今後の展望 当該取り組みを通じ、コンサルティング機能をさらに強化し、他金融機関との差別化を図るとともに、地域の事業者との関係をより深化させることにより、地域から『選ばれる金融機関』となることを目指しております。

### ● 理念

<p><b>1 BizCon.HIDAのミッション(任務・使命)</b></p> <p>社会に対してこうなりたいという目的</p> <p>地域金融機関としての枠を越えた事業者支援、起業家支援の役割を果たすことで、飛騨地域の経済発展に寄与すること。</p>	<p><b>2 BizCon.HIDAのビジョン(志・方向性)</b></p> <p>組織としてこうなりたいという状態</p> <p>地域の事業者の皆さまにとって最も身近で頼りになる相談相手となること。 事業者の皆さまにとってのコンシェルジュ(トータルソリューションリスト)となること。</p>
---	---

### BizCon.HIDAスキーム図



### ● 啓発活動

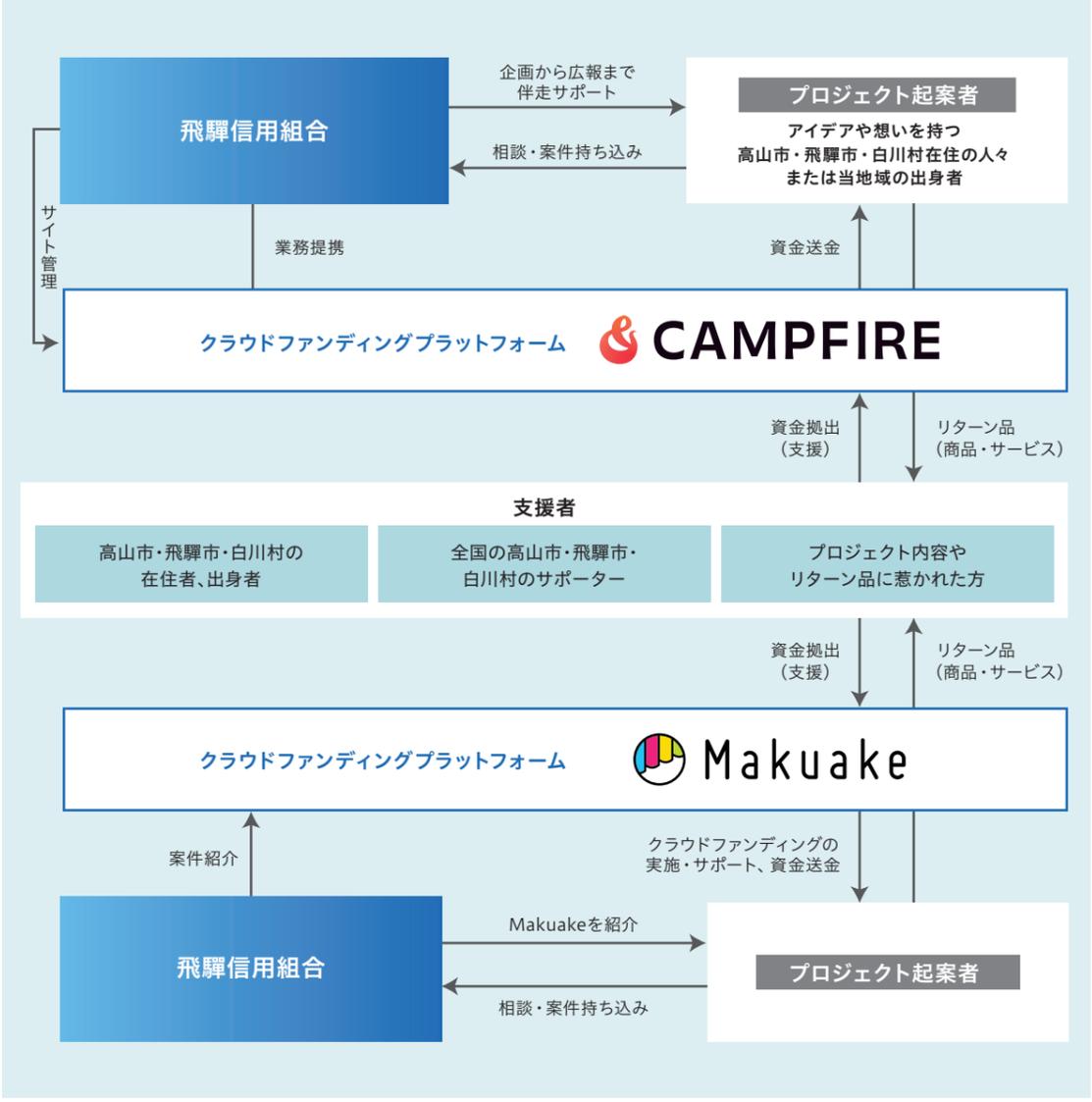
BizCon.HIDAでは事業者支援の一環として様々なセミナーや勉強会を開催しています。外部機関とも連携し、経営手法や人材ニーズなど役立つテーマのセミナーを企画・実施することで、取引先企業の課題解決を支援しています。



## クラウドファンディング飛騨・高山の取り組み

- ① 動機(経緯) 既存の資金供給メニューではフォローができなかったイベント開催費用、新規事業費用等の受け皿としてお客さまの様々なニーズにお応えすることを目的として導入しました。
- ② 概要 株式会社CAMPFIREおよび株式会社マクアケと業務提携し、飛騨地域に特化した購入型クラウドファンディングのサポート体制を整えています。
- ③ 成果(効果) 【クラウドファンディング飛騨・高山の成果】  
令和6年3月末までに112プロジェクトのファンディングをサポート。  
累計支援額287,686,742円、支援者数23,033人。  
【当組合の成果】  
地域法人・個人のプロジェクトを支援することによってお客さまとの関係性がより強固となり、新規融資、さるぼぼコイン加盟店の登録などの付帯取引増加に繋がっています。
- ④ 今後の展望(課題) クラウドファンディングの市場が拡大していく中で、お客さまが検討される地域資源を活かした新商品・新サービスをより確実に全国へと届けていくために、融資等の金融取引とも連動した総合的な支援を提供いたします。

### クラウドファンディング飛騨・高山スキーム図



「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方で、スタートアップの創業や思い切った事業展開を躊躇させたり、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在します。

このような課題の解決に向け、経営者保証に依存しない融資慣行を更に加速させるため、令和4年12月に「経営者保証改革プログラム」が策定・公表されました。

当組合ではこれまでも「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促進し、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応してまいりましたが、「経営者保証改革プログラム」の趣旨や内容を踏まえ、経営者保証の必要性を十分に検討し適切に対応する体制を強化しています。お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況の把握に努め、経営者保証を提供いただく場合は、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」に関する当組合の取り組み方針

1 お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の上乗せ、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約、ABLなどの代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
  - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
  - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る
  - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている
  - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある
- 審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等について説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3 お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

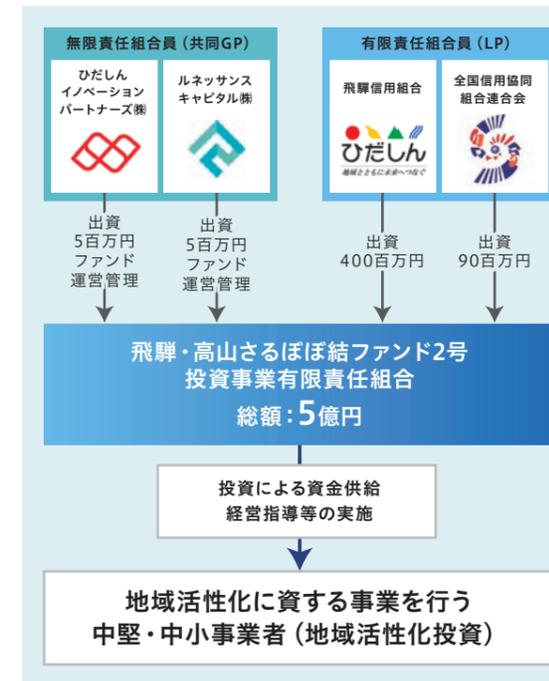
●「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	249件	365件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	31.92%	36.10%
保証契約を解除した件数	25件	36件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	1件

「飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号」、「飛騨・高山サステナブルファンド」について

当組合は、地域経済の活性化を目的とする「飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合(以下、「結ファンド2号」)」に続き、令和6年1月22日に地域経済の活性化および事業承継を目的とする「飛騨・高山サステナブルファンド投資事業有限責任組合(以下、「サステナブルファンド」)」を組成いたしました。両ファンドは、ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社および、ルネッサンスキャピタル株式会社を無限責任組合員(ファンド業務運営者)としており、投資を通じて地域経済の活性化と持続可能な発展に貢献していきます。

結ファンド2号スキーム図

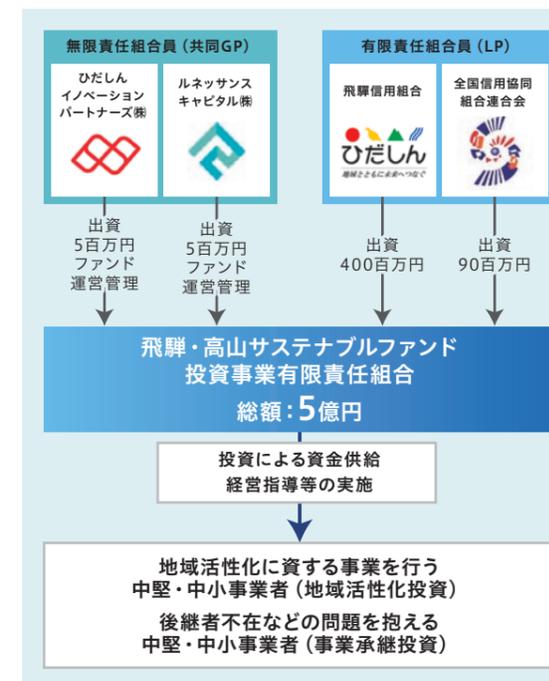


結ファンド2号の概要は以下の通りです。

名称	飛騨・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合
ファンド金額	5億円
組合員構成	飛騨信用組合 全国信用協同組合連合会 ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社
設立日	平成28年6月10日
業務運営者	ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社

(令和6年3月31日現在)

サステナブルファンドスキーム図



サステナブルファンドの概要は以下の通りです。

名称	飛騨・高山サステナブルファンド投資事業有限責任組合
ファンド金額	5億円
組合員構成	飛騨信用組合 全国信用協同組合連合会 ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社
設立日	令和6年1月22日
業務運営者	ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社

(令和6年3月31日現在)

3 地域や利用者に対する積極的な情報発信

「金融仲介機能のベンチマーク」にかかる実績の開示をディスクロージャー誌やHPを通じて行いました。その他、地域密着型金融に関する活動や各種CSRに関する活動を「ふれあい通信」等を通じ地域に情報発信しました。

令和5年度  
ふれあい通信発行数

12部

4 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

インターンシップを活用した取り組みに積極的に参加するとともに、地域内への就職者増加に向けて企業間での連携を行いました。  
また、岐阜県プロフェッショナル人材戦略サテライト拠点としての機能を活かし、人材ニーズの発掘に努め地域企業の中核人材の採用活動を支援しました。

3 令和6年度地域密着型金融の取り組み方針

1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

金融仲介機能の発揮 【顧客企業の事業継続及び成長のための資金繰り支援】	顧客企業に伴走型で寄り添い、企業の事業継続や成長・発展、価値向上のために、適正な資金供給を行います。 顧客企業の資金繰りをきめ細かく把握し、コロナ禍で増大した既往債務の返済に窮している企業の条件変更の相談に、迅速かつ柔軟に対応します。 公的支援施策等の情報を的確に提供し、施策等の有効活用により顧客企業の経営改善を支援します。
金融仲介機能の強化	<p>【日常的な関係強化の姿勢】</p> 顧客企業の経営課題の克服に向けて真摯に取り組むとともに、継続的かつ良好な信頼関係の構築を図ります。
	<p>【目利き能力の発揮】</p> 「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、一律的・機械的に経営者保証に頼ることなく、顧客企業の状況に応じてその必要性を十分に検討します。 顧客企業の強みを理解し、新たな事業分野等に取り組む企業を支援します。
	<p>【外部専門家・外部機関との連携】</p> 外部専門家・外部機関との連携を強化し、経営課題の解決に最適なソリューションを提供します。

2 地方創生や地域経済活性化に向けた取り組みへの参画

地域経済活性化につながる取り組み	電子地域通貨「さるぼぼコイン」の機能強化と活用方法の周知により地域課題を解決するとともに、地域のDX推進をサポートし、地域の持続可能な未来を創造していきます。 ふるさと納税制度を活用したふるさと納税ポイントを流通させることにより、観光客入込数の増加、地域外住民の域内消費の増加、自治体の税収増加につながる地域事業者支援を行います。 クラウドファンディングやビジネスマッチングにより、販路拡大や新分野にチャレンジするお客さまを支援します。 当組合創立70周年記念事業として地元企業や団体と連携し、事業者支援につながる地域内イベントや企画を実行します。
CSR活動等の地域活性化事業への参画	行政や各種経済団体と連携し、地域観光事業推進に協力するほか、キャッシュレス決済の普及など、高付加価値な観光地づくり推進の各種施策を進めます。 スポーツ振興や文化振興へ積極的に参画し、地域活性化に貢献します。

3 地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域密着型金融に関する取組情報の発信	ホームページやディスクロージャー誌を通じ、地域密着型金融の取組実績を積極的に開示します。 「金融仲介機能のベンチマーク」に関する実績を公表します。
地域活性化につながる情報発信	広報誌「ふれあい通信」や電子メール「Synergy!」、Facebook、Instagram、YouTube「ひだしんさるぼぼチャンネル」などのSNSを通じ、当組合の地域における取り組みを配信します。 地域メディアやアプリの通知を通じ、お得な金融情報や新商品の情報に加え、中小企業支援策等の情報を積極的に案内します。

4 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

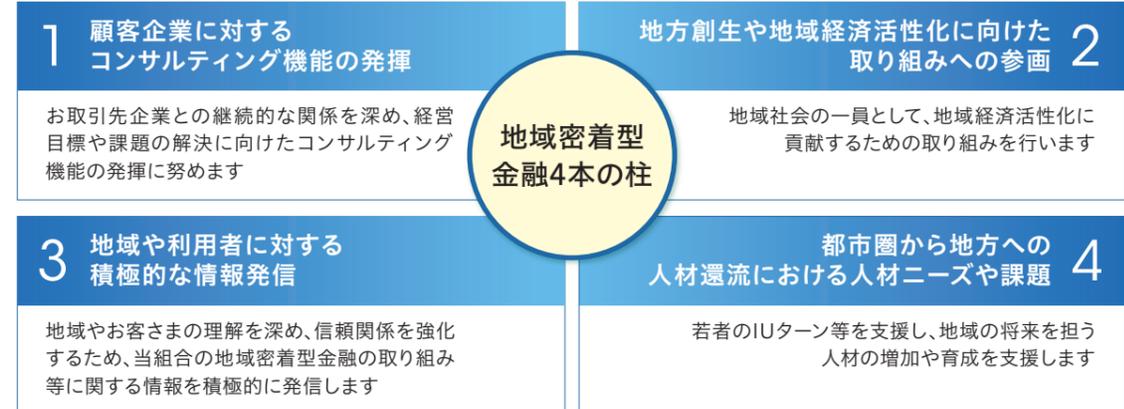
都市部の人材の有効活用	地域内企業の人材不足解消のため、地域外に進学した学生や就業経験のある地元出身者等の人材の採用を支援します。 都市部の大手企業などで副業・兼業が解禁されていることを踏まえ、専門スキルを有し即戦力となるミドル社員の地域内企業への就業を促進します。
-------------	--

地域密着型金融について

1 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進は、地域に根ざし、そして地域と共に歩む信用組合のあるべき姿であり、当組合は厳しい経済情勢にあっても、円滑な金融支援をはじめ地域金融機関としての役割を誠実に果たすことが、最大の地域貢献であると考えています。  
当組合では、以下の4つの分野を柱とした取組施策を掲げ、地域密着型金融の推進に努めております。

● 地域密着型金融イメージ

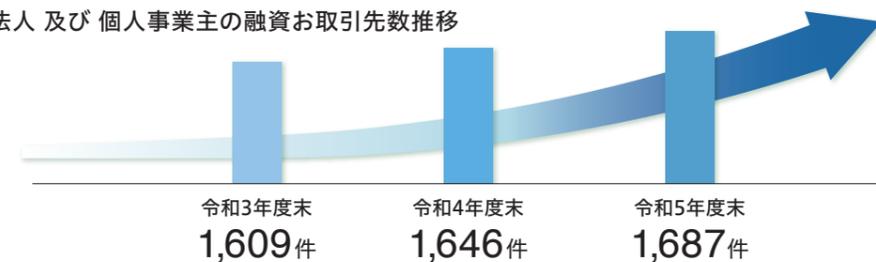


2 令和5年度 地域密着型金融活動実績の概要

1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

新型コロナウイルス感染症や資材高騰等の影響を受けたお取引先企業の資金確保と事業継続を支援するため、伴走支援型制度をはじめとした新規融資実行により、積極的に資金供給を行いました。また資金繰り安定化のための条件変更の申し出に対して柔軟かつ迅速に対応し、お取引先企業の持続的な事業運営を支援しました。  
新分野への展開による事業再構築を図る企業に対しては、補助金の申請支援および経営課題の解決支援等の金融仲介機能を発揮した取り組みを行いました。

● 法人及び個人事業主の融資お取引先数推移



2 地方創生や地域経済活性化に向けた取り組みへの参画

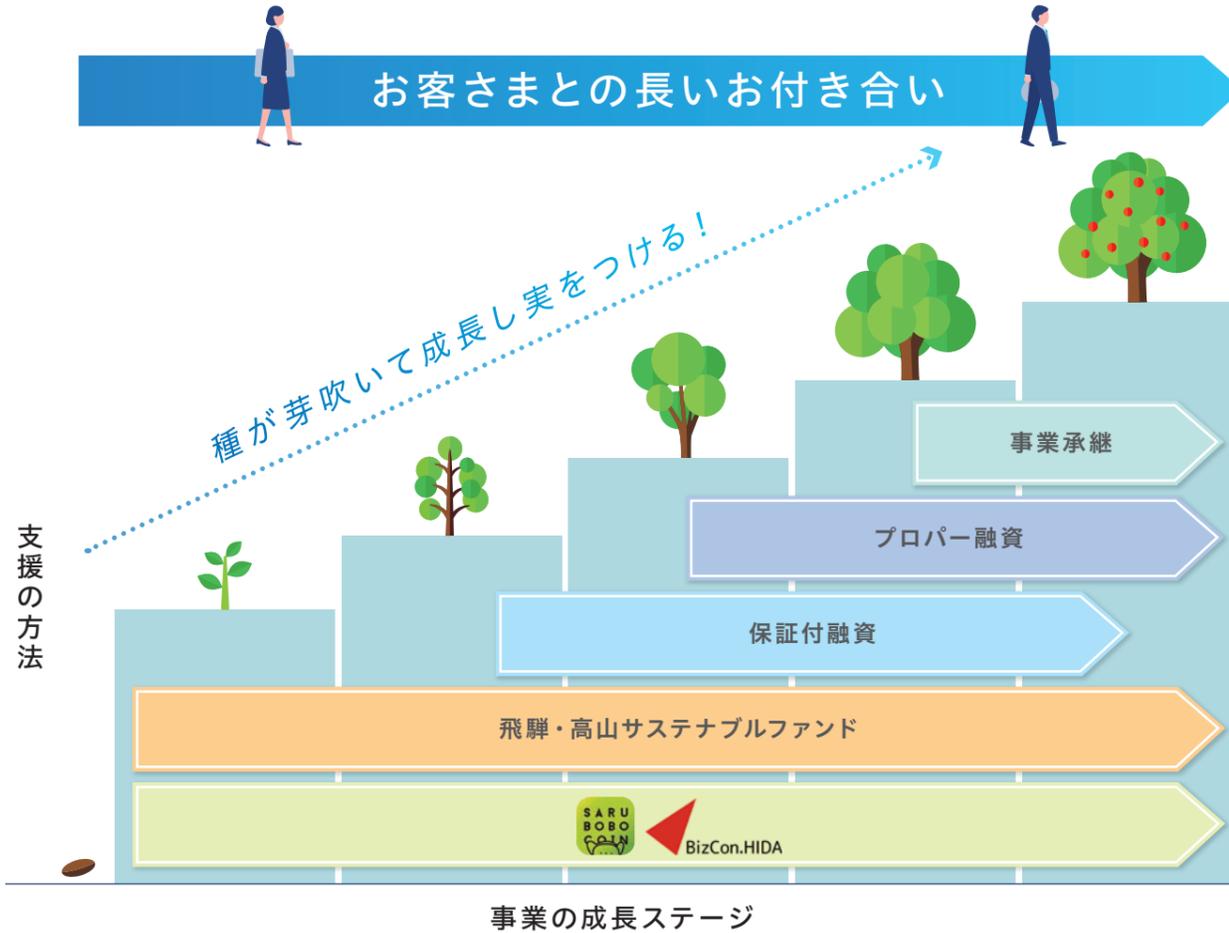
電子地域通貨「さるぼぼコイン」の決済機能の強化に引き続き努めると同時に、地域外住民の域内消費の増加、自治体の税収増加等に繋がる「ふるさと納税」機能をリリースしました。また「さるぼぼコイン」のプラットフォームを利用した岐阜県の観光事業「ぎふ旅コイン」の延長を受け、地元企業・団体と連携し新型コロナウイルス感染症に対する各種施策に継続して取り組み、地域経済の活性化に貢献しました。これらにより地域における決済手段としての定着化が一層進んでいます。  
その他、クラウドファンディングの取り組みや各種CSR活動への積極的な参画を通じて、地域の活性化に取り組みました。

(令和6年3月31日現在)

さるぼぼコイン ユーザー数	さるぼぼコイン 加盟店数	さるぼぼコイン 累計決済金額	令和5年度 クラウドファンディングサポート
31,058名	1,964店舗	約104億円	7件(募集金額 約5百万円)

地域密着型金融と金融仲介機能のベンチマークの活用について

当組合では、金融仲介機能・コンサルティング機能の発揮、地域課題の解決・再生への積極的参画を通じ、地域中小企業の経営支援や地域の活性化に貢献していくことが社会的責任と考えております。  
さらに、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的自已評価を行うことにより、取引企業先のニーズ・課題を把握し、外部専門機関との連携による実効性の高い経営支援に取り組んでまいります。



お客さまとの長いお付き合い

お取引事業者に対する経営支援・コンサルティング機能の発揮

(基準日:令和6年3月31日)

ライフステージに応じた取引先企業の支援を行っています。地域の中小企業は、地域社会・地域経済を支える柱として重要な役割を担っています。当組合は、ライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組み、地域発展に貢献してまいります。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

	全与信先	判定可能先				
		創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	1,610先	75先	574先	122先	38先	88先
ライフステージ別の与信残高	592億円	22億円	167億円	16億円	6億円	43億円

☑ 令和4年度と比較し、安定期の先が増加傾向にあり、コロナ禍による業績悪化が終息しつつある結果となっています。

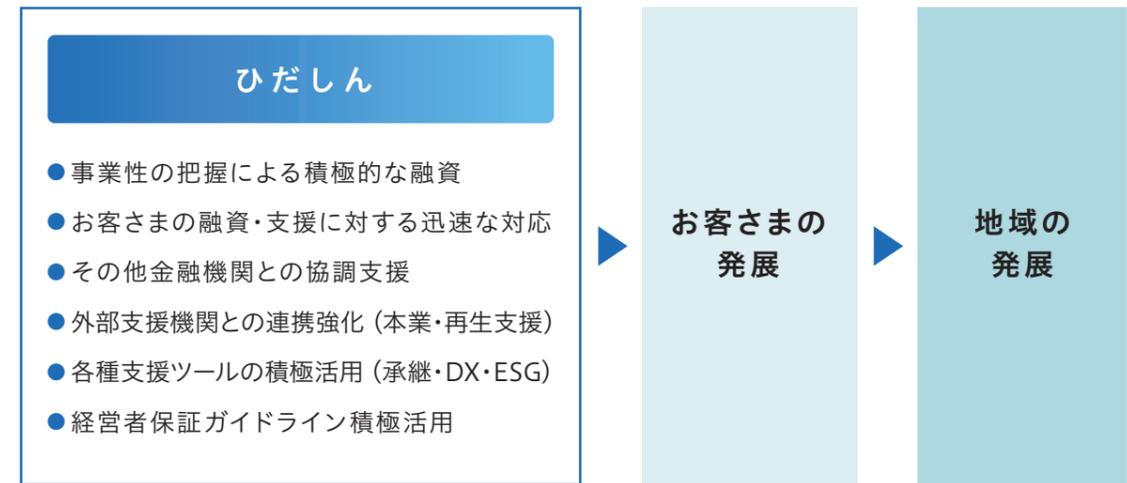
融資方針

●基本的な考え方

飛騨地域を取り巻く経済環境については、人口減少、事業先の廃業などを要因としたマーケットの縮小に加え、依然残る新型コロナウイルスによる影響や、ウクライナ問題を起因とした資源価格の高騰などの問題も生じており、非常に厳しい経営環境が続いています。

そのような中で、行政、支援機関、各種団体との協力体制の構築を図ると共に、当組合の独自性を更に発揮、進化させ、「その取り組みは地域・お客さまのためになるかどうか」を最大の基本方針とし、様々な事業者支援手法を用いて、地域の発展に貢献していくこととしております。

「お客さまのためになるかどうか」が判断基準



金融仲介機能のベンチマークとは

金融仲介機能(融資業務・コンサルティング業務など)に関して、自己点検・評価、お客さまへの自主的開示、監督当局との対話の実施を目的とした、金融機関が採るべき指標です。

共通ベンチマーク	選択ベンチマーク	独自ベンチマーク
全金融機関が金融仲介機能の取り組みの進捗状況や課題等を評価するための指標	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標	金融仲介の取り組みを自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に、金融機関が独自で設定できる指標

●金融仲介機能の選択ベンチマーク

地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先及び無担保融資額の割合		地元の中小企業と信先のうち、根拠当権を設定していないと信先割合		令和5年度新規融資件数の内、経営者保証に関するガイドライン活用件数及び割合	
822先	22.6%	59.3%	366件	36.2%	

☑担保・保証依存の融資体制からの転換を目的に、「経営者保証ガイドライン」の活用を含め、担保・保証に過度に依存しない事業性評価融資を適切に推進してまいります。

●金融仲介機能の選択ベンチマーク

外部専門家を活用して本業支援を行った先
35先

●金融仲介機能の独自ベンチマーク

BizCon.HIDA相談件数
180件

☑様々な外部支援機関との連携強化を図るとともに、当組合内のコンサルティングチーム「BizCon.HIDA」にて積極的な本業支援を行っています。

●金融仲介機能の選択ベンチマーク

運転資金に占める短期資金の割合
26.2%

●金融仲介機能の独自ベンチマーク

地域通貨(さるぼぼコイン)加盟店数
1,964店舗

☑お客さまへの面談を通じ、事業サイクル、資金循環を適切に捉え、顧客ニーズに合致した資金提供を行うため、運転資金に対する短期資金融資を積極的に推進しています。

☑地域通貨の導入を通じ、地域としての課題解決に取り組んでいます。

低迷期・再生期

(基準日:令和6年3月31日)

取引先企業と経営上の問題点、課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案を実施しています。また、「岐阜県中小企業活性化協議会」「岐阜県よろず支援拠点」、「税理士事務所」と連携して、お取引先の経営改善支援、再生支援に積極的に取り組んでいます。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	83先	7先	15先	61先

☑中小事業者からの条件変更の申出に対しては、柔軟な対応を実施しています。

●金融仲介機能の選択ベンチマーク

岐阜県中小企業活性化協議会REVIC利用先数
9先

●金融仲介機能の独自ベンチマーク

税理士事務所との連携による「早期経営改善計画策定支援」等支援先数
13先

☑飛騨地域は人口減少と併せ、中小事業者数の減少も課題となっています。その課題解決に向けて、外部機関との連携を活用し、積極的な経営改善支援や再生支援を実施しています。

創業期

(基準日:令和6年3月31日)

地域経済の持続的発展に向けた取り組みとして、創業期の企業への円滑な資金供給に加え、事業計画策定支援、クラウドファンディングの活用に取り組んでいます。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合が関与した創業件数・二次創業件数
35件

☑岐阜県下でも特に飛騨地域は創業が活発な地域です。新型コロナウイルス感染症の終息に伴い創業件数は増加傾向にあり、当組合は創業に関わる支援を引続き積極的に行ってまいります。

●金融仲介機能の独自ベンチマーク

クラウドファンディングのプロジェクト件数	補助金相談・支援相談先数
7件	16先

☑創業に係る新たなソリューションとして、CAMPFIREや飛騨・高山さるぼぼ結ファンドなどを通じたクラウドファンディング、ファンド事業を展開し、補助金相談、補助事業計画策定支援などの業務も積極的に推進しています。

成長期・安定期

(基準日:令和6年3月31日)

取引先企業の事業内容を十分に理解し、担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業性評価を重視した融資や、BizCon.HIDAを活用したコンサルティング機能を発揮した企業の経営改善、生産性向上、成長力強化等の支援に取り組んでいます。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合がメインバンク(融資残高1位)である取引先数・融資残高	左記のうち、経営指標等が改善した取引先数	左記のうち、経営指標等が改善した取引先の融資残高
1,272先 567億円	651先	249億円

☑当組合メイン先数は増加傾向にあり、メイン取引先のうち経営指標等が改善した取引先はメイン取引先の51%となりました。

●金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額	左記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合
807先 495億円	50.1% 83.6%



# リスク管理体制について

## リスク管理方針

金融の自由化・高度化が進展する中、金融業務におけるリスクは多様化・複雑化しており、こうしたさまざまなリスクを的確に認識し、適切にコントロールすることが重要になってきています。

当組合では、業務遂行から発生するリスクを総合的に把握、コントロールする観点からリスク統括部を設置し、リスクカテゴリーごとのリスク量計測とモニタリング等、リスクの統合的な管理に取り組んでいます。

具体的には、当組合が保有する自己資本と計測したリスク量とを対比し、経営体力に収まるよう管理するとともに、収益確保に向け、リスクの顕在化を想定した管理に取り組んでいます。

統合管理するリスクは、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」とし、リスクカテゴリー別に別途定める資本を配賦し、管理します。

また、その他リスクについては、その顕在化（発生）を最小限にとどめることを目的として適切な管理に努めるとともに、万一の場合に備え「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」を策定しています。

## 各種リスクと取り組み内容

### ●信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（貸出先、保有有価証券の発行体など）の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。  
当組合では、信用リスク管理にあたり、信用格付・自己査定・与信ポートフォリオの状況を踏まえて、与信取引に係る信用リスクを把握し、過度な信用リスクの発生や集中の防止に努めています。  
また、過度な信用リスクを排除するため、「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」に定められた審査方針に従うとともに、信用リスクの分散を図るため特定の業種・特定の個別取引先への過度な与信集中の回避に努めています。

### ●市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し金融機関が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し金融機関が損失を被るリスクをいいます。  
当組合では、有価証券運用について、「有価証券運用基準」を定め、余資運用の基軸として長期的に安定した収益を確保するため、安全性および流動性並びにパーゼルIIIを十分考慮するとともに、金融商品会計基準による保有有価証券時価の変動が組合の財務内容に与える影響を把握・管理の上、常にポートフォリオの改善に努め、所有期間利回りを重視し、バランスのとれた運用に努めています。  
また、余資運用については、「余資運用基準」を定め、資産の流動性および健全性が確保される範囲内で収益性を高め、かつ各種リスクおよびパーゼルIIIに留意し適切な管理に努めています。  
なお、外部環境の大幅な変化を想定したストレス・テストを実施するとともに、市場リスク計測手法の信頼性や適切性を確保するため、バック・テストを実施しています。

### ●流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。  
当組合では、適正な資金ポジションを確保するため、資金繰りの状況・見直しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握し、貸出金・預金等の運用資産・調達負債を日常的に管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた適切かつ厳正な管理に努めています。

## オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクです。

### ●事務リスク

事務リスクとは、預金、為替、融資などの事務において、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。  
当組合は、事務規程の整備や臨店監査、店内検査などにより、事務リスク発生の未然防止の措置を講じつつ、損失の最小化を図っております。また、事務ミス防止のための機械化や本部集中化などを積極的に進めています。

### ●人的リスク

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・各種ハラスメント等により、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

### ●システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの障害または誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が被るリスクをいいます。  
当組合は、信組共同センター（SKC）を利用していますが、システムの管理基準を定め、情報の保護・セキュリティの確保・システム管理等に努め、災害発生や万一のコンピューターの障害発生に備え「コンティンジェンシープラン」を定めています。  
また、近年、更に脅威の高まりを見せるサイバーセキュリティ事案に対し、平時からの警戒態勢と事案発生時に迅速な対応を行えるよう、組合内に常設組織として「CSIRT:シーサート」を設置しております。

### ●有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により、金融機関が保有する有形資産が毀損・損害を被るリスクをいいます。

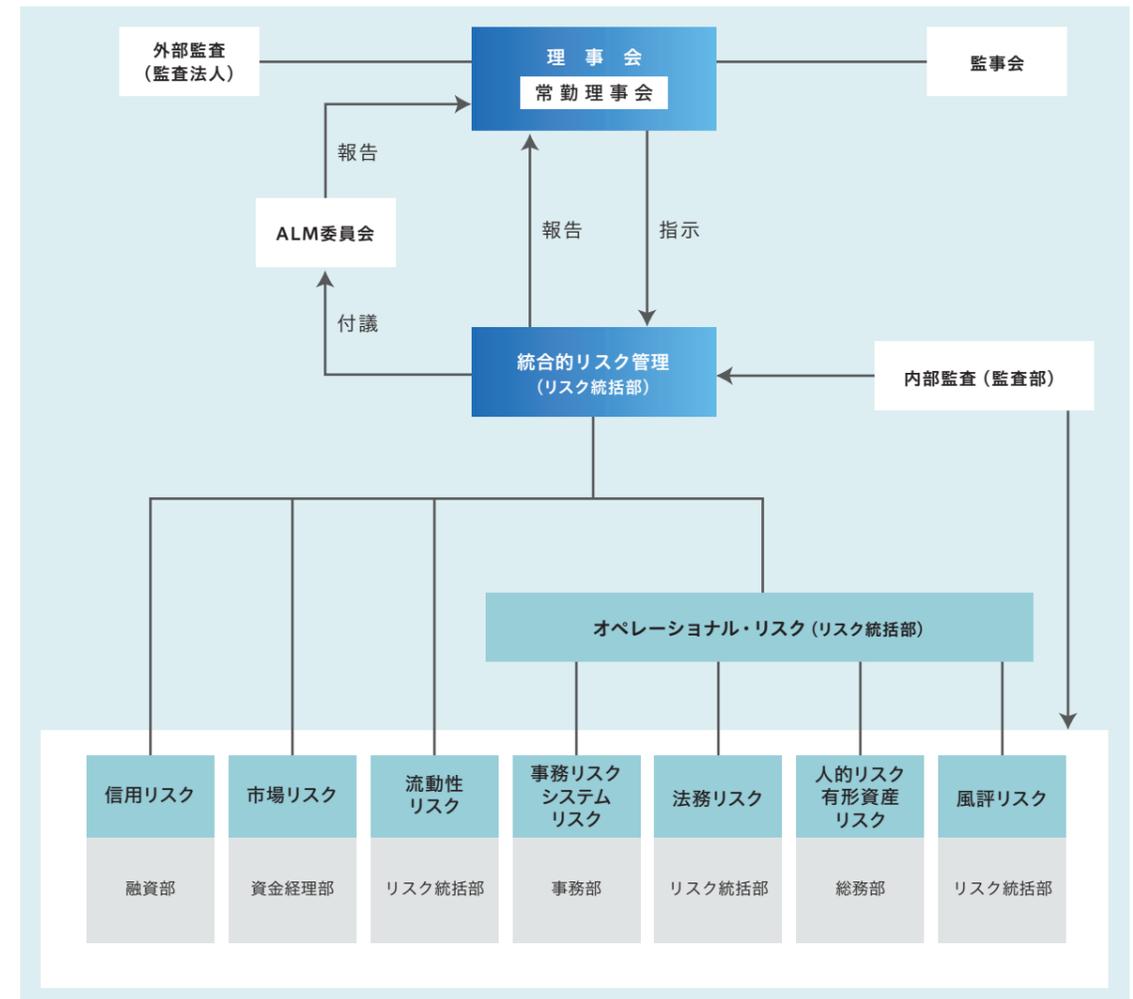
### ●法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失等による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により金融機関が損失・損害を被るリスクをいいます。

### ●風評リスク

風評リスクとは、金融機関が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。  
当組合では、風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、「お客様相談室」や各営業店にお寄せいただいたお客さまからの苦情や要望などに対しては、速やかに経営へ報告し、お客さまにご理解いただける対応に努めています。

## ●リスク管理体制図



その実効性の確保に努めております。

当組合は、左記の通り、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備し、

#### 4 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて理事会を開催し、そこで事業方針・事業戦略及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるとともに組織・職制規程を制定する。
- 2 理事会において、中期事業計画及び各年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

#### 5 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- 2 監査部は監査計画及び監査結果について、監事に定期的に報告し、意見交換を行う。
- 3 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。
  - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が監査部長に監査業務に必要な事項を命じ、監査部長は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させる。
  - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各部の担当理事、担当部長等の指揮命令を受けない。
  - ③ 監査部は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- 4 監事への報告に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
  - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りではない。
    - a. 理事会等で決議された事項
    - b. 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - c. リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
    - d. 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
    - e. コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
    - f. その他当組合の経営状況について重要な事項
  - ② 職員は前項bからfに関する事項を発見した場合、監事に直接報告できる。
- 5 監事は常に理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。

#### 1 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- 2 役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「行動綱領」及び「コンプライアンス管理規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役職員に周知徹底する。
- 3 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部門であるリスク統括部コンプライアンス課で一元的に所管するとともにコンプライアンス委員会及び各部署にコンプライアンス担当者を設置して法令等遵守の実施状況を管理監督させる。
- 4 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合、所属部署の上司又はコンプライアンス担当者を介さず、直接コンプライアンス課に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- 5 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

#### 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- 1 「理事会規程」、「常勤理事会規程」に従い、理事の職務の執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- 2 理事及び監事は、前項に基づき保存及び管理している文書及び電磁的記録を常時閲覧ができる。

#### 3 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- 1 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び統合的なリスク管理体制等を定めた「統合的リスク管理規程」を制定するとともに、リスクの性質毎にそのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- 2 リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、当組合全体の統合的なリスク管理はリスク統括部リスク管理課で一元的に所管するとともに、リスクの性質毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- 3 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

## お客さまの情報の管理

当組合を安心してご利用いただくため、当組合では「お客さまの情報の管理」を最も重要な事項の一つとして、「個人情報保護宣言」の公表や、情報の漏えいや紛失等の未然防止のための諸規程の整備・職員教育の継続的な取り組みなどにより、個人情報の適切な管理に努めております。

- (2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3) 個人データの取り扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取り扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

#### 7 お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1) 開示のご請求  
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- (2) 訂正等のご請求  
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- (3) 利用停止等のご請求  
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。
- (4) ダイレクトメール等の中止  
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまよりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。  
なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本店窓口までお申し出ください。

#### 8 ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1  
飛騨信用組合理事長 大原 誠

●お客様相談室 フリーダイヤル 0120-36-4501  
平日 9:00～17:30  
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

曜日	受付時間	ご連絡先
平日	8:30～17:30 0:00～8:30 17:30～24:00	お取引店 しんくみATMセンター TEL 047-498-0151
土・日・祝日	0:00～24:00	

※各お取引店の電話番号は店舗一覧(P21)をご参照ください。

## 個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基きお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。  
また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。  
当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

#### 1 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、預金業務、融資業務などの業務<sup>※1</sup>ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。  
また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。  
なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

#### 2 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。  
(1) 預金口座のご新規申込の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報  
(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報  
(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

#### 3 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客さまの同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

#### 4 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取り扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。  
(1) お客さまにお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合  
(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

#### 5 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを特定の第三者<sup>※2</sup>と共同利用しております。但し、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

#### 6 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。  
また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。  
当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。  
(1) 個人データの適正な取り扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8. のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取り扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとされています。

※1 「預金業務、融資業務などの業務」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/purpose.html>  
※2 「特定の第三者」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/sharing.html>

#### カード（通帳・印鑑）紛失・盗難時の緊急連絡先

カード（通帳・印鑑）紛失・盗難等の被害に遭われた場合、直ちにお取引店または『しんくみATMセンター』までご連絡ください。また、最寄りの警察にも届け出てください。

#### キャッシュカード・ATMの犯罪防止対策

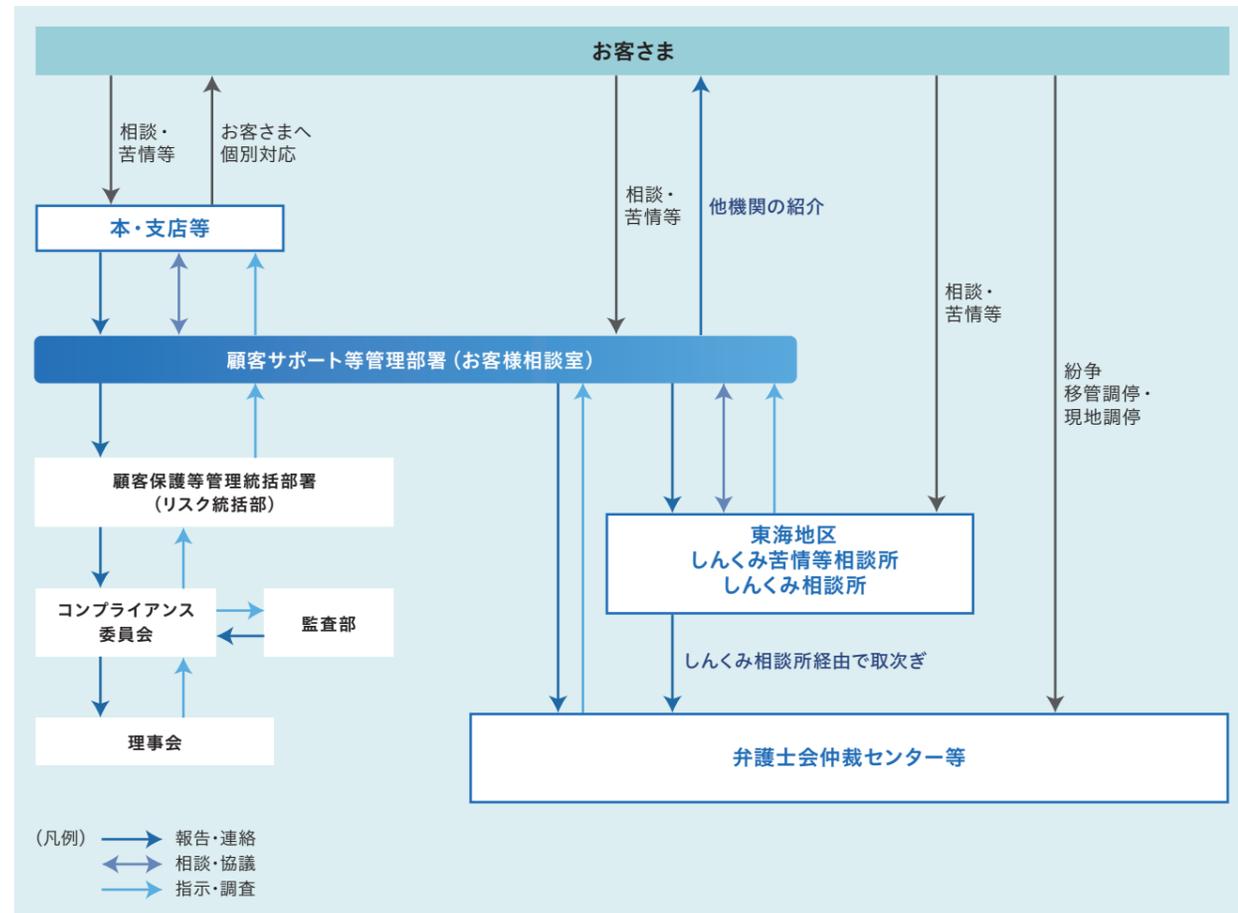
- 類推されやすい暗証番号の使用防止  
生年月日や電話番号など類推されやすい暗証番号を使用されているお客さまは、暗証番号の変更をお願いします。ATM操作により暗証番号が自由に変更できます。
- 1日当たりのキャッシュカード引き出し限度額の設定  
1日当たりの引き出し限度額は、最高200万円までですが、個人のお客さまにつきましては50万円を基本設定額としております。お客さまのお申し出により200万円を上限に1万円単位で変更できます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。
- 高齢者に対するキャッシュカードの引き出し制限  
高齢者の預金を詐欺から保護するため、一定条件を満たした80歳以上のお客さまを対象とし、1日当たりの引き出し限度額を20万円までとさせていただきます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。

- キャッシュカードによる振込限度額の変更  
1日当たりの振込限度額は、最高200万円までです。お客さまのお申し出により200万円を上限に1万円単位で変更できます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。
- 高齢者に対するキャッシュカードの振込制限  
高齢者の預金を詐欺から保護するため、一定条件を満たした70歳以上のお客さまを対象とし、普通預金からATMで振り込みする場合の上限金額を1,000円までとさせていただきます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。
- キャッシュカードの利用店の制限  
お客さまが利用される特定の店舗のみに制限することができます。
- 生体認証ICキャッシュカードの対応  
当組合では、生体認証ICキャッシュカード対応ATMを設置しています。
- 振込詐欺の防止  
スマートフォンを操作しながらATMを利用する顧客を検知するAI監視カメラを設置しています。

当組合は、以下のとおり、内部管理体制、管理方法等を整備してお客さまからの苦情、ご要望、ご相談等への適切な対応に取り組んでいます。

- 1 お客さまからの苦情等については、本支店またはお客様相談室で承ります。
- 2 お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
- 4 お客さまからの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 5 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
- 6 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、リスク統括部が一元的に管理します。
- 7 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 8 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 9 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

● 苦情等受付・対応体制（令和6年4月1日現在）



当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「ひだしんお客様相談室」をお願いいたします。

ひだしん お客様相談室	住所：岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1
	フリーダイヤル：0120-36-4501
	受付時間：9:00～17:30（土日・祝日および金融機関の休日を除く）
	なお苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.hidashin.co.jp">https://www.hidashin.co.jp</a>

苦情等のお申し出は当組合のほか、東海地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください）。

名称	東海地区しんくみ苦情等相談所（(社)東海信用組合協会）	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
住所	〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受付日時間	月～金（祝日及び12月29日～1月3日を除く） 9:00～12:00 13:00～16:30	月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまの了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

下表に記載の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- 1 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、岐阜県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- 2 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して、解決に当たる。例えば、お客さまは、長野県弁護士会（や福井県弁護士会）の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	愛知県弁護士会 紛争解決センター	愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-4-2	〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34-10
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	052-203-1777	0564-54-9449
受付日時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～17:00	月～金（あっせん、仲裁期日） 10:00～16:00	月～金（あっせん、仲裁期日） 10:00～16:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

名称	(一社)生命保険協会生命保険相談所	(一社)日本損害保険協会そんぽADRセンター
住所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受付日時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:00～17:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:15～17:00

当組合では、お客さまにより一層のご満足いただけるよう、お取引に係る苦情等\*を承りますので、お気軽にお申し出ください。  
\*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

## 総代会の決議事項等

令和6年6月18日開催の第70期通常総代会におきましては、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案のとおり可決・承認されました。

- 報告事項** 第70期(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)事業報告、貸借対照表ならびに損益計算書報告の件
- 決議事項** 第1号議案 第70期剰余金処分案承認の件  
 第2号議案 第70期役員賞与支給の件  
 第3号議案 第71期事業計画および収支予算案承認の件  
 第4号議案 監事辞任に伴う選挙の件  
 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

## 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和6年7月1日現在)

選挙区	総代氏名 (敬称略)			
高山地区 総代定数 81名 総代数 81名	荒井 祐介②	井口 大輔①	池田 三太郎⑦	伊藤 正隆③
	井ノ下 雄志②	岩本 正樹③	井保呂 達行⑦	岩田 勇治⑤
	大下 正幸⑥	小笠原 順彌⑩	小島 直彦④	加賀江 敏光⑩
	柿下 孝⑨	笠城 茂①	北村 剛治⑤	北村 哲雄⑤
	木戸脇 辰一①	木村 哲也⑥	黒川 宣彦⑩	桑ヶ谷 耕一⑩
	劔田 廣喜③	小瀬 勇⑩	小邑 敬②	堺 和信④
	坂之上 健一⑦	坂本 宣正②	佐藤 祐介②	島 良明②
	嶋田 稔彦⑦	島ノ上 静夫⑦	清水 篤②	清水 幸平④
	下島 恭平③	下田 徳彦①	下畑 了三④	關 ひろみ①
	瀬木 孫八郎⑩	田川 耕一⑥	田口 靖剛⑥	田中 良平⑩
	田中 知久⑥	谷口 欣也③	谷腰 康夫⑩	塚畑 伸一⑩
	都竹 陸夫⑥	寺地 亮平③	直井 憲治⑩	中坪 政夫⑩
	中村 幸博⑤	長瀬 栄二郎④	成瀬 正⑩	西野 徹④
	野戸 修⑥	萩ノ脇 義高⑨	兀尾 仁②	挟土 雅浩①
	林 誠⑤	番場 清徳②	久金 はる美①	平野 和夫③
	古川 文夫⑩	古橋 直彦④	細江 雅紀①	洞口 茂④
	洞口 直樹①	堀尾 雅紀④	堀之上 琢弥①	松井 孝知①
	鞠子 浩之②	三枝 隆則②	溝際 清太郎①	南 和巳⑧
	三輪 義弘⑥	村尾 葉子②	本林 正樹⑤	柳瀬 護①
	山越 辰雄⑩	山腰 哲也②	山下 恭廣⑦	横田 守⑩
吉野 毅③				
大野地区 総代定数 10名 総代数 10名	永井 善久⑩	長瀬 雅彦④	森前 俊夫⑦	水口 斉⑥
	中萩 久夫④	中西 伸一④	稲子 盛雄⑥	内記 正義①
	松葉 悟③	遠山 はやと③		
南吉城地区 総代定数 28名 総代数 28名	青木 裕一①	池田 昭二⑦	池田 理佳子①	上野 芳広⑦
	牛丸 理⑤	小田 澄夫⑤	柏木 博行③	蒲 敦子①
	北村 伊佐雄②	倉家 孝雄⑤	駒 卓弥①	齋藤 茂秀⑨
	齋藤 繁②	坂上 弘幸③	杉浦 仁司②	田近 豊一⑥
	田近 正英④	田中 要⑤	田中 元⑥	谷口 利彦⑩
	谷邊 芳弘⑩	宮腰 清宏⑦	吉井 英吉⑨	加藤 健①
	川端 弘則⑧	葛口 博①	船坂 康浩③	清水 昭南⑩
北吉城地区 総代定数 11名 総代数 11名	奥野 拓郎⑨	加藤 勝①	河上 玲⑨	坂本 重雄①
	高田 豊彦⑨	田嶋 亨②	橋本 克幸⑩	山口 正一⑩
	奥田 幸春①	内方 光一①	上北 一久②	

(注1)氏名の後に就任回数を記載しております。(注2)就任回数が10回以上となる場合は⑩で表示しています。

## 総代の属性別構成比

職業別	個人	0.77%	個人事業主	3.08%	法人役員	96.15%		
年代別	50代以下	24.62%	60代	34.62%	70代	32.30%	80代以上	8.46%
業種別	建設業	28.46%	卸売・小売業	22.31%	製造業	18.46%	不動産業	5.38%
	農業	1.54%	電気・ガス・熱供給・水道業	3.85%	運輸業	3.08%	各種サービス業	16.15%
	個人	0.77%						

## 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

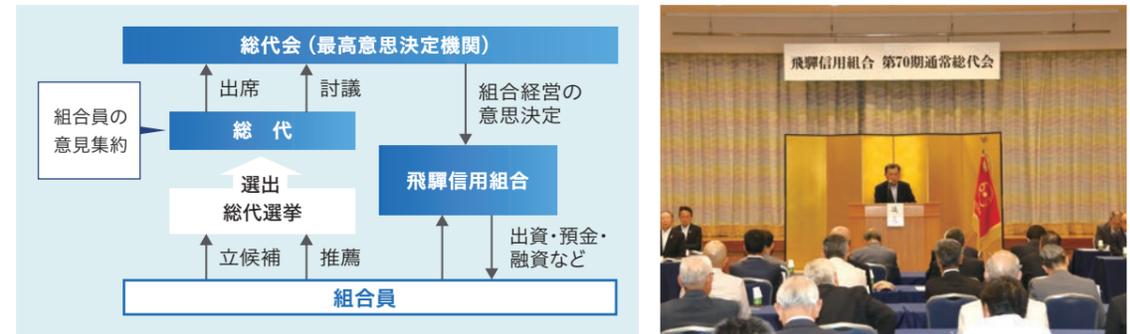
また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員24,267名(令和6年3月末)と大変多く、総会の開催が事実上不可能なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。総代会では、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動などを通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



## 総代の任期・定数および選出方法

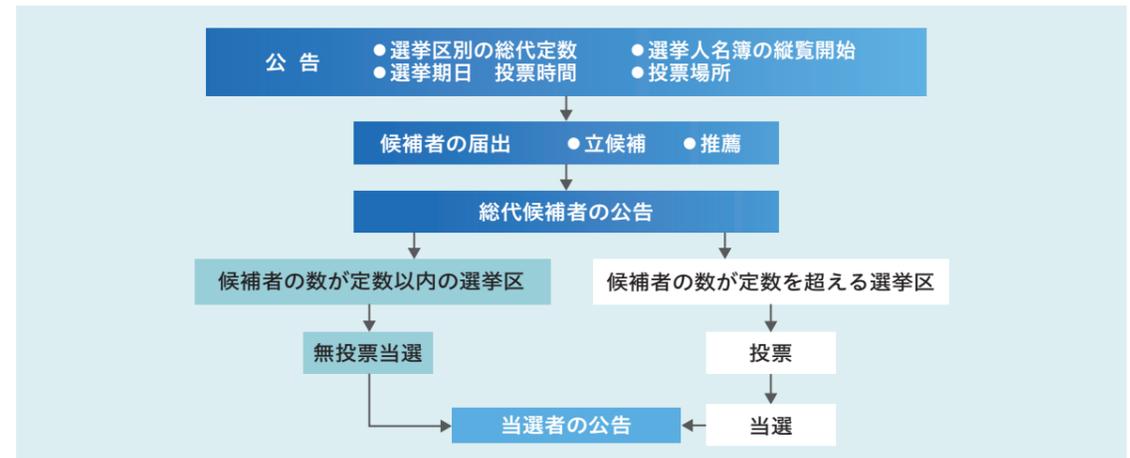
### (1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は100名以上140名以内で、営業地区の組合員数に応じて各地区ごとに定められております。
- なお、令和6年7月1日現在の総代数は130名です。

### (2) 総代の選出方法

- ・総代は組合員であることが前提条件であり、各地区毎に立候補した方もしくは地区内の組合員20名以上から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により公平に選挙を行い選出されます。
- なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

## 総代選挙までの手続き



報酬体系について

1 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	64	88
監事	13	18
合計	78	106

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。  
 注2. 支払人数は、理事10名、監事は3名です。  
 注3. 左記には使用人兼務理事の報酬は含まれておりません。  
 注4. 使用人兼務理事4名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、47百万円です。  
 注5. 左記以外に支払った役員退職慰労金は理事34百万円です。

(3) その他

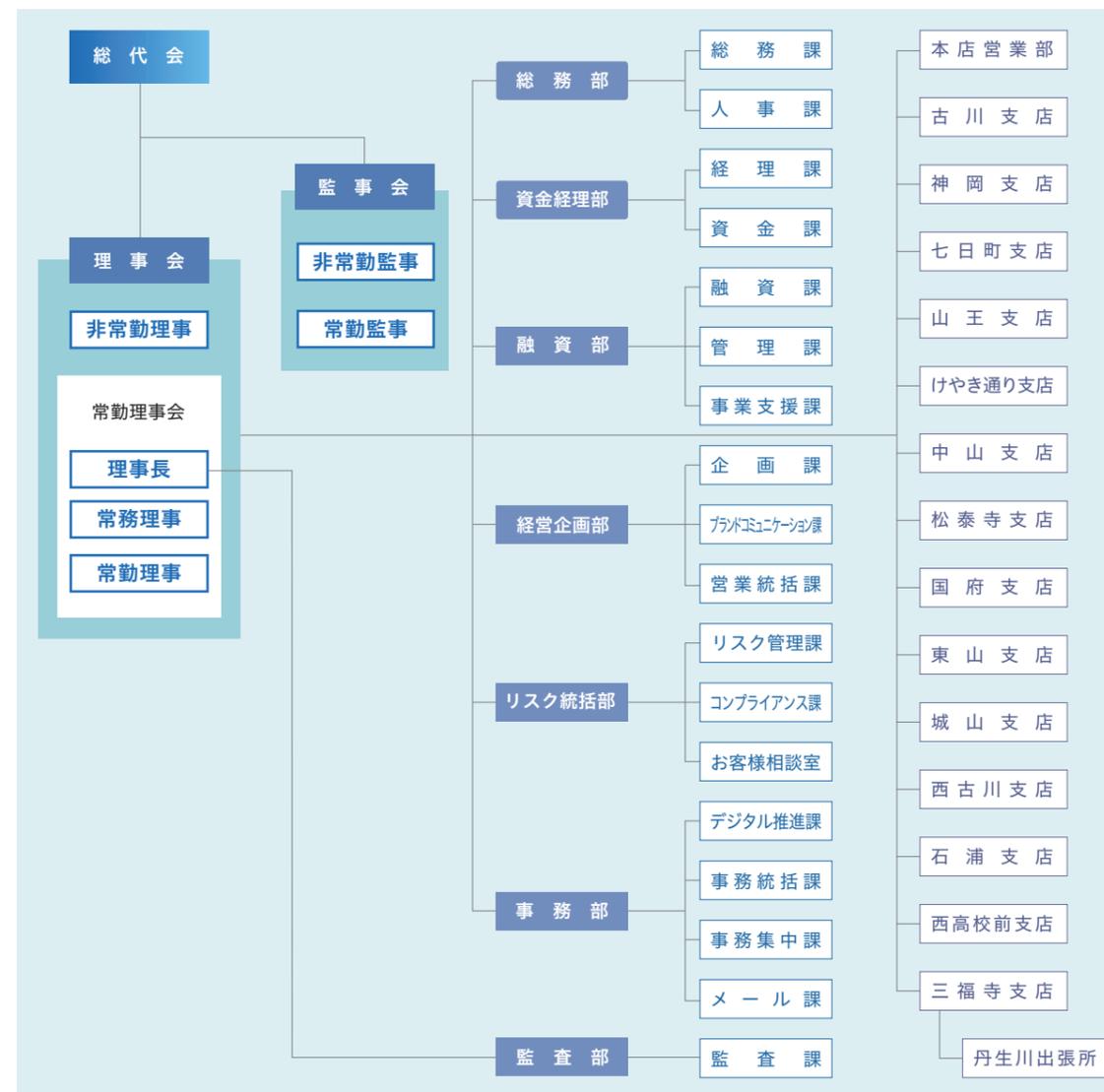
「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。  
 注2. 「同額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。  
 注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



● 役員一覧 (令和6年6月18日現在)

理事長	大原 誠	常勤理事	大坪 岳洋	非常勤理事	名上 泰幸	常勤監事	中井 昌宏
常務理事	小邑 昇	常勤理事	光賀 均	非常勤理事	養谷 雅彦	非常勤監事	白川 勝規
常勤理事	河瀬 善博	非常勤理事	堀 泰則	非常勤理事	出井 浩樹	非常勤監事 (員外)	西倉 良介
常勤理事	和田 靖史	非常勤理事	米澤 久二	非常勤理事	前田 克郎		

当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

● 会計監査人の氏名又は名称 EY新日本有限責任監査法人 (令和6年6月18日現在)

● 主要な商品・サービス

融資商品

種類	内容と特色	ご融資金額	ご融資期間
個人ローン	住宅ローン (固定金利選択型) (変動金利型)	住宅新築ほか、増改築・中古住宅購入・建売住宅購入・住宅用土地購入および住宅ローンの借換等にご利用いただけます。	最高1億円 最長35年 (※全国保証付 最長40年)
	生活応援 リフォームローン	住宅のリフォームにご利用いただけます。	最高2,000万円 最長15年
	生活応援 マイカーローン	自家用自動車購入、車検や修理費用のほか免許取得等にご利用いただけます。	最高2,000万円 最長15年
	ロードサービス付 マイカーローン	自家用自動車購入、車検や修理費用のほか免許取得等にご利用いただけます。ロードサービスが付帯されます。	最高1,000万円 最長10年
	生活応援 奨学ローン	入学金や授業料のお支払い等、お子さまの教育資金にご利用いただけます。	最高2,000万円 最長15年
	チャンス (極度型教育ローン)	入学金や授業料のお支払い等、お子さまの教育資金にご利用いただけます。在学期間中必要な時に必要な分だけお借入れいただけます。	最高500万円 就学者の在学期間 +9ヵ月以内
	生活応援 多目的ローン	資金使途が明確な、生活に関わる様々な目的にご利用いただけます。	最高2,000万円 最長10年
	フリーローン「チョイス」	目的を限定せずにご利用いただけます。Web完結型の場合、お申込みから融資実行まで来店不要です。	最高500万円 最長15年
	スピードローン	目的を限定せずにご利用いただけます。Web完結型の場合、お申込みから融資実行まで来店不要です。	最高500万円 最長10年
	おまとめローン 500	目的を限定せずにご利用いただけます。	最高500万円 最長10年
	リバースモーゲージローン	豊かな老後生活の為、資産を有効活用できます。終身まで、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	最高3,000万円 (不動産担保) 終身まで
	シルバールーン	シニアライフの充実をお手伝いいたします。	最高100万円 最長10年
	カードローンアラカルト	専用カードでお引き出しができて、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。毎月ご利用残高に応じて一定額の返済が必要となります。	最高500万円で 9コースから選択 契約期間1年 (自動更新)
教育カードローンYELL	専用カードでお引き出しができて、契約の範囲内で反復してご利用いただけます。入学金や授業料のお支払い等、お子さまの教育資金にご利用ください。	最高500万円で 9コースから選択 就学者の在学期間 +2ヶ月以内	
事業者向け	割引手形	商業手形の迅速な資金化にご利用いただけます。	—
	手形貸付	仕入資金・買掛金決済等、短期運転資金にご利用いただけます。	—
	証書貸付	長期の設備資金または運転資金にご利用いただけます。	—
	当座貸越	ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	—
	法人向けビジネスローン 「バックアップ」	株式会社クレディセゾン保証付き法人専用ローンです。運転資金・設備資金及び借替資金にご利用いただけます。	最高500万円 最長10年
	アグリサポートローン	株式会社日本政策金融公庫の信用補充スキームを利用した商品です。農業経営に必要な運転資金・設備資金にご利用いただけます。	最高6,250万円 運転資金最長7年 設備資金最長10年
	ビジネスカードローン	岐阜県信用保証協会の保証付きカードローンです。ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。	最高2,000万円 2年
	中小企業会計活用ローン (当座貸越)	「中小企業の会計に関する基本要領」を適用し、適切な財務情報の開示に取組む中小企業の皆さまを応援します。	最高1億円 1年(自動更新)

その他商品・サービス

種類	内容と特色
証券業務	投資信託・個人向け国債・新窓販国債の窓口販売を行っております。
保険業務	医療保険・火災保険等、各種保険商品を取り扱っております。
夜間金庫	当組合の営業時間終了後でも、お客さまの売上金等をお預かりし、翌営業日にご指定の口座に入金します。
貸金庫	預金証書・株券・権利証・貴金属などを金庫で安全に保管し、盗難・火災など不慮の事故からお守りいたします。
デビットカードサービス	当組合のキャッシュカードで、ジェイデビット加盟店でのお買物代金を、お客さまの預金口座から決済します。
インターネットバンキング	パソコン・スマートフォンを利用して、預金の残高照会や入出金照会・振込・振替等の資金移動ができるサービスです。
ひだしんでんさいサービス	法人インターネットバンキングを通じて「でんさい」をご利用できるサービスです。
さるぼぼコインサービス	専用アプリにて二次元コードを用いた電子決済をご利用できるサービスです。
飛驒信用組合ペイメントサービス	クレジットカード、電子マネー等の決済手段(端末)を提供するサービスです。

● 主要な事業の内容

業務	内容	特色	
A. 預金業務	(イ) 預金	当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。	
B. 貸出業務	(イ) 貸付	手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。	
	(ロ) 手形の割引	商業手形の割引を取り扱っております。	
C. 商品有価証券売買業務	国債等公共債の売買業務を行っております。		
D. 有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。		
E. 内国為替業務	送金為替、振込および代金取立などを行っております。		
F. 外国為替業務	全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。		
G. 社債受託及び登録業務	取り扱っておりません。		
H. 金融先物取引等の受託等業務	取り扱っておりません。		
I. 付随業務	(イ) 債務の保証業務		
	(ロ) 有価証券の貸付業務		
	(ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取次業務		
	(ニ) 代理業務	(a) 全国信用協同組合連合会、(ホ) 商工組合中央金庫、(ヘ) 日本政策金融公庫、(ニ) 福祉医療機構、(ニ) 中小企業基盤整備機構、(ニ) 住宅金融支援機構、年金積立金管理運用(ニ) 等の代理貸付業務	
		(b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務	
		(c) 日本銀行の歳入復代理店業務	
	(ニ) 地方公共団体の公金取扱業務		
	(ハ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務		
	(ト) 保護預り及び貸金庫業務		
	(フ) 信託業務の代理又は媒介業務		
(リ) 保険契約の締結の代理又は媒介業務			
(ス) 電子債権記録業務に係る業務			

● 主要な商品・サービス

預金商品

種類	内容と特色	お預入期間	お預入金額	
流動性預金	当座預金	会社や商店の資金決済に、手形・小切手をご利用いただくことにより、現金を扱う危険や手間が省ける機能的な預金です。	出し入れ 自由	1円以上
	普通預金	自由に出し入れができ、給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払をはじめ、各種口座振替にご利用いただけます。		
	無通帳普通預金 「Web Pass」	通帳を発行すること無く、主にATMやインターネットバンキングを通じてお取引いただく普通預金です。通帳を発行しないため、ペーパーレスで環境に優しく、紛失・盗難の心配や記帳・繰越管理が不要となります。		
	総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、「貯める・殖やす・支払う・借りる・受取る」の5つの機能を備えています。給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払のほか、キャッシュカードもご利用いただけます。		
定期預金	スーパー定期	1千万円未満の余裕資金の運用に適した預金です。個人の方は複利型の取り扱いも可能となります。	1か月以上 5年以内	100円以上
	大口定期	1千万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。市場金利の動向を基準に金利が決定され、満期日はご都合に合わせて自由に設定できます。		1,000万円 以上
	年金定期	当組合で年金をお受取りの方がご利用いただけます。(優遇金利)	1年、2年	各100万円 以内
定期積金	さるぼぼ倶楽部 定期積金	組合員様専用の優遇金利でお預入れいただけます。ご契約期間によって金利が変わります。	1年以上 7年以内	10,000円 以上
	みらい	15歳以下の方で保護者が当組合で児童手当を受給中または受給予定の方がご利用いただけます。(優遇金利)	2年以上 7年以内	5,000円以上 90,000円以内

● 主な手数料のご案内

1. 本表の手数料は令和6年7月1日現在です。 2. 各手数料等は税込価格の表示(総額表示)としております。

1 振込手数料

振込手数料	他金融機関宛		当組合宛		
		電信	同一店内	本店	
窓口	組合員の方	3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	無料
	組合員以外の方	3万円以上 3万円未満	880円 660円	無料	440円 220円
	文書扱い※1	3万円以上 3万円未満	660円 440円	—	—
ATM		3万円以上 3万円未満	660円 440円	無料	無料
定額自動送金	組合員の方	3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	無料
	組合員以外の方	3万円以上 3万円未満	770円 550円	無料	220円 110円
インターネットバンキング ファームバンキング		3万円以上 3万円未満	330円 220円	無料	無料

※1 文書扱いは、付帯物件が付されている場合に限りです。  
 (注) 組合員の方でも出資配当金のご入金口座取引店以外で受付またはサービスを利用されますと、組合員の判断ができない場合がございますので、窓口へお申し出ください。

2 その他為替手数料

代金取立手数料	当組合宛(自店・本店)	無料
	当組合以外の金融機関宛	660円
	当組合以外の金融機関宛の個別取立※1	1,100円
その他手数料	不渡手形返却料	1,100円
	取立手形組戻料	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1,100円
	送金・振込の組戻料	1,100円

※1 電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要なもの

3 当座関連手数料

小切手帳	1冊につき(50枚綴り)	660円
約束手形帳	1冊につき(25枚綴り)	440円
署名判登録		5,500円
署名判登録変更		2,200円
マル専口座開設	割賦販売通知書1通につき	3,300円
マル専手形用紙	1枚につき	550円
自己宛小切手発行	1枚につき	550円

4 各種サービス手数料(月間口座維持管理基本手数料)

法人インターネットバンキング ファームバンキング	総合振込・振込・振替・照会	2,200円
	振込・振替・照会	1,100円
個人インターネットバンキング	振込・振替・照会	220円
	照会	無料

5 融資関連手数料

不動産担保 事務手数料	新規担保設定 1件につき	設定額2,000万円以下	33,000円	
		設定額2,000万円超	55,000円	
		住宅ローン	33,000円	
	追加担保設定	1回につき(住宅ローン除く)	33,000円	
		極度額変更	1回につき	11,000円
		根抵当権の抹消	1回につき	11,000円
担保物件の一部抹消	1回につき	11,000円		
	担保物件の一部抹消	1回につき	11,000円	
	(土地収用の場合は無料)			
債務者変更	1回につき	11,000円		
動産担保 事務手数料	新規担保設定	55,000円		
	担保抹消	11,000円		
証書貸付 繰上償還 手数料※1	全部繰上償還	100万円未満	11,000円	
		100万円以上 300万円未満	22,000円	
		300万円以上 1,000万円未満	33,000円	
		1,000万円以上 2,000万円未満	44,000円	
		2,000万円以上	55,000円	
一部繰上償還	全部繰上償還に同じ			
融資条件変更手数料		11,000円		
固定選択型住宅ローン更新時、固定金利再選択手数料		5,500円		
保証書発行手数料(支払承諾保証書)		1,100円		

※1 証書貸付繰上償還手数料は、融資実行日から4ヵ月以内の繰上償還または、当初借入金額が40万円以下は無料とします。  
 新規与信による繰上返済部分の償還手数料は無料とします。  
 (注) 代理貸付・保証貸付については各保証会社等の定めによります。  
 (注) 同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

6 ATM利用手数料

① 引出の場合

利用時間	当組合カード	無料引出提携カード※1	他金融機関カード
平日	7:00 ~ 8:00	110円	220円※2
	8:00 ~ 18:00	無料	110円
	18:00 ~ 21:00	110円	220円
土曜日 日曜日 祝日	7:00 ~ 8:00	—	220円※2
	8:00 ~ 21:00	110円	220円

※1 十六銀行及び益田信用組合のキャッシュカードをいいます。ご利用時間はそれぞれ異なります。  
 ※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。  
 (注) キャッシング提携カードのサービス時間・ご利用手数料はカード会社により異なります。

② 預入れの場合

利用時間	当組合カード	相互入金提携カード※1
平日	7:00 ~ 8:00	220円※2
	8:00 ~ 18:00	110円
	18:00 ~ 21:00	220円
土曜日 日曜日 祝日	7:00 ~ 21:00	220円

※1 第2地方銀行、信用金庫、他信用組合、労働金庫のキャッシュカードをいいます。  
 (一部ご利用いただけない金融機関があります。)  
 ※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。

③ 振込の場合

利用時間	当組合カード	無料振込提携カード※1	他金融機関カード	現金扱い
平日	7:00 ~ 8:00	110円	110円	110円
	8:00 ~ 18:00	無料	無料	110円
	18:00 ~ 21:00	110円	110円	220円
土曜日 日曜日 祝日	7:00 ~ 21:00	110円	110円	220円

※1 十六銀行及び益田信用組合のキャッシュカードをいいます。ご利用時間はそれぞれ異なります。  
 (注) 振込の場合は、上記ATM利用手数料の他に振込手数料が必要となります。

7 貸金庫・夜間金庫利用手数料

種類	契約料	年間使用料
貸金庫使用料	無料	6,600円
自動貸金庫使用料	小(高さ10cm未満)	無料
	小(高さ6cm未満)	無料
	中(高さ10cm未満)	無料
夜間金庫使用料	大(高さ14cm未満)	無料
		1,100円
		13,200円

8 証明書発行手数料

各種証明書	窓口発行	
残高証明書	1通につき	330円※1
監査法人の指定用紙による証明書	1通につき	3,300円
任意の用紙による証明書	1通につき	1,100円
融資証明書(事業・ローン用)	1通につき	13,200円
融資証明書(農地転用許可)	1通につき	6,600円
住宅取得除除証明書	1通につき	220円※1

※1 郵送の場合は、上記の他に郵送1通につき435円が必要となります。  
 (注) 住宅取得除除証明書の自動発行手数料は、窓口発行と同様とします。  
 (注) 住宅金融支援機構等の代理貸付に係る手数料は、各取扱機関の定めによります。

9 再発行手数料

再発行手数料	通帳再発行	1件につき	1,100円
	証書再発行		
	CDカード(ICカード)再発行		
	ローンカード再発行		
	貸金庫カード再発行		
	両替機専用カード		

(注) 各種カード再発行手数料は、旧カードのご提示がある場合は無料とします。

10 各種手数料

株式払込 取扱手数料	一般払込の場合	払込金額×0.385%
	一括払込の場合	他に受付票1通につき 5円
配当金支払 取扱手数料	全店支払方式	配当金支払額×0.088%
	特定店支払方式	他に領収書1通につき 5円
個人情報開示手数料	1通につき	330円※1
預金取引履歴照会票	1枚あたり	330円(2枚目以降1枚毎に11円)※1
融資取引履歴照会票	1枚あたり	330円(2枚目以降1枚毎に11円)※1

※1 郵送の場合は、上記の他に郵送1通につき435円が必要となります。

11 両替手数料

① 窓口

持込枚数またはお持帰り枚数(紙幣、硬貨の合計)のうち、いずれか多い枚数	円貨両替(現金整理)手数料
1枚 ~ 49枚	550円※1
50枚 ~ 500枚	550円
501枚 ~ 1,000枚	660円
1,001枚 ~ 2,000枚	1,100円
2,001枚 ~	1,000枚毎に 550円

※1 当組合に口座のある方は、1日1回49枚までに限り無料。  
 同日中の2回目以降の取引については取引枚数に応じた手数料となります。  
 (注) 次の取引も円貨両替手数料の対象となります。  
 ・新札両替(記念硬貨は除く)  
 ・事業性の現金指定払い出し(給与のための金庫指定払い出しを除く)  
 ・事業性の硬貨入金

② 両替機(当組合キャッシュカードまたは両替機専用カードをお持ちのお客さまのみ)

持帰り枚数	キャッシュカード	両替機専用カード
1枚 ~ 49枚	無料※1	月額1,320円※2
50枚 ~ 機種最大放出枚数	—	—

※1 当組合キャッシュカードをお持ちの場合は1日1回49枚までに限り無料。  
 同日中の2回目以降はお取扱いできません。  
 ※2 両替機の専用カードのご利用には、事前のお申込みが必要です。  
 (注) 1回の両替枚数は、機種最大放出枚数(1,000枚)までとします。

12 でんさいネットサービス手数料

でんさいネット手数料	発生記録請求	1件につき	330円
	譲渡記録請求	1件につき	220円
	分割(譲渡)記録請求	1件につき	220円

13 さるぼぼコイン手数料

加盟店コイン払戻手数料(さるぼぼ倶楽部ファミリー店)	払戻金額×1.65%
加盟店コイン払戻手数料(さるぼぼ倶楽部ファミリー店以外)	払戻金額×1.98%
加盟店コイン送金手数料	送金額×0.55%
利用者のさるぼぼコイン払戻手数料※1	払戻金額×11%+550円

※1 利用者アカウントが「さるぼぼPay」の払戻は、やむを得ない事情によりさるぼぼPayを継続的に利用することが著しく困難になったと当組合が認めた場合に限り適用。  
 (注) 小数点以下の端数計算により精算金額が異なる場合があります。

# HIDASHIN DISCLOSURE 2024

## 資料編 数字でみるひだしん

貸借対照表	1
損益計算書	2
剰余金処分計算書	2
貸借対照表に対する注記	3
● 経営指標	
主要項目の5年間の指標他	5
受取利息・支払利息の増減他	6
用途別の貸出金残高他	7
有価証券の時価、評価差額等に関する事項	8
● その他	
開示債権の状況	9
自己資本の充実の状況等について	11
当組合および子会社等の概況他	17



ひだしんHP



Instagram



YouTube



Facebook



さるぼぼコイン



このディスクロージャーの印刷・製本工程で使用した電力量(100kWh)は、グリーン電力でまかなわれています。



UD FONT

# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位:千円)

科目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
<b>【資産の部】</b>		
現金	1,472,394	1,508,129
預け金	53,158,427	56,344,534
有価証券	159,182,022	166,111,982
国債	16,831,375	17,553,056
地方債	28,769,060	29,321,867
社債	30,093,569	32,566,019
株式	3,673,048	4,861,971
その他の証券	79,814,969	81,809,067
貸出金	116,597,071	115,794,081
割引手形	154,862	218,589
手形貸付	3,024,429	3,741,360
証書貸付	104,722,376	103,052,068
当座貸越	8,695,403	8,782,063
その他資産	2,014,152	2,521,493
未決済為替貸	11,377	40,301
全信組連出資金	1,378,700	1,378,700
前払費用	—	—
未収収益	553,756	623,669
金融派生商品	—	—
その他の資産	70,318	478,822
<b>有形固定資産</b>	<b>4,597,859</b>	<b>4,732,803</b>
建物	1,691,131	1,608,485
土地	2,688,884	2,688,884
リース資産	5,541	2,519
建設仮勘定	13,020	167,200
その他の有形固定資産	199,281	265,714
<b>無形固定資産</b>	<b>57,166</b>	<b>42,039</b>
ソフトウェア	46,223	36,640
その他の無形固定資産	10,943	5,399
<b>繰延税金資産</b>	<b>139,741</b>	<b>—</b>
<b>債務保証見返</b>	<b>100,748</b>	<b>78,907</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△ 2,609,918</b>	<b>△ 3,034,715</b>
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,591,223)	(△ 2,254,787)
<b>資産の部合計</b>	<b>334,709,666</b>	<b>344,099,257</b>

(単位:千円)

科目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
<b>【負債の部】</b>		
預金積金	303,871,608	311,482,952
当座預金	3,478,118	3,659,871
普通預金	79,762,288	85,447,009
通知預金	1,938,465	1,674,177
定期預金	211,055,270	213,609,585
定期積金	6,873,638	6,785,677
その他の預金	763,827	306,630
借入金	2,500,000	1,400,000
借入金	2,500,000	1,400,000
その他負債	860,317	630,597
未決済為替借	28,643	101,434
未払費用	249,460	237,147
給付補填備金	3,129	2,910
未払法人税等	156,197	67,839
前受収益	22,940	21,420
払戻未済金	3,911	3,788
職員預り金	95,225	101,682
金融派生商品	167,987	17,977
リース債務	5,541	2,519
資産除去債務	20,028	20,286
その他の負債	107,251	53,591
<b>賞与引当金</b>	<b>45,615</b>	<b>45,968</b>
<b>役員賞与引当金</b>	<b>36,000</b>	<b>27,000</b>
<b>退職給付引当金</b>	<b>4,831</b>	<b>3,886</b>
<b>役員退職慰労引当金</b>	<b>145,284</b>	<b>134,932</b>
<b>睡眠預金払戻損失引当金</b>	<b>7,115</b>	<b>6,120</b>
<b>偶発損失引当金</b>	<b>20,088</b>	<b>14,142</b>
<b>繰延税金負債</b>	<b>—</b>	<b>789,870</b>
<b>債務保証</b>	<b>100,748</b>	<b>78,907</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>307,591,609</b>	<b>314,614,376</b>
<b>【純資産の部】</b>		
出資金	283,506	281,474
普通出資金	283,506	281,474
<b>利益剰余金</b>	<b>26,820,312</b>	<b>27,597,840</b>
利益準備金	318,810	318,810
その他利益剰余金	26,501,502	27,279,030
特別積立金	25,467,000	26,467,000
(経営基盤強化積立金)	( 2,300,000)	( 2,300,000)
当期末処分剰余金	1,034,502	812,030
<b>組合員勘定合計</b>	<b>27,103,818</b>	<b>27,879,314</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>14,238</b>	<b>1,605,566</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>14,238</b>	<b>1,605,566</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>27,118,056</b>	<b>29,484,881</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>334,709,666</b>	<b>344,099,257</b>

## 損益計算書

(単位:千円)

科目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
経常収益	4,995,891	5,534,767
<b>資金運用収益</b>	<b>4,158,008</b>	<b>4,354,825</b>
貸出金利息	1,671,896	1,662,601
預け金利息	93,666	99,663
有価証券利息配当金	2,337,090	2,536,913
その他の受入利息	55,354	55,646
<b>役務取引等収益</b>	<b>241,201</b>	<b>242,721</b>
受入為替手数料	67,028	68,867
その他の役務収益	174,173	173,854
<b>その他業務収益</b>	<b>107,209</b>	<b>232,995</b>
外国為替売買益	10,375	—
国債等債券売却益	60,891	158,065
国債等債券償還益	—	6,849
その他の業務収益	35,942	68,080
<b>その他経常収益</b>	<b>489,472</b>	<b>704,224</b>
貸倒引当金戻入益	35,084	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	13,162	321,533
その他の経常収益	441,226	382,691
<b>経常費用</b>	<b>3,610,907</b>	<b>4,201,904</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>209,701</b>	<b>207,448</b>
預金利息	206,281	204,583
給付補填備金繰入額	2,219	2,033
借入金利息	465	118
その他の支払利息	734	712
<b>役務取引等費用</b>	<b>323,812</b>	<b>314,033</b>
支払為替手数料	17,961	18,591
その他の役務費用	305,850	295,441
<b>その他業務費用</b>	<b>627,451</b>	<b>757,188</b>
外国為替売買損	—	2,049
国債等債券売却損	187,140	125,907
国債等債券償還損	60,756	24,840
国債等債券償却	—	9,089
金融派生商品費用	379,393	595,100
その他の業務費用	161	200
<b>経費</b>	<b>2,421,649</b>	<b>2,413,771</b>
人件費	1,306,831	1,291,850
物件費	1,005,198	1,001,764
税金	109,620	120,156
<b>その他経常費用</b>	<b>28,292</b>	<b>509,462</b>
貸倒引当金繰入額	—	444,620
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	2,078	10
その他の経常費用	26,214	64,830
<b>経常利益</b>	<b>1,384,984</b>	<b>1,332,863</b>
<b>特別利益</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
固定資産処分益	—	—
その他の特別利益	—	—
<b>特別損失</b>	<b>206</b>	<b>33,933</b>
固定資産処分損	206	33,933
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
<b>税引前当期純利益</b>	<b>1,384,778</b>	<b>1,298,929</b>
法人税住民税及び事業税	259,520	175,960
法人税等調整額	110,491	334,149
<b>法人税等合計</b>	<b>370,011</b>	<b>510,109</b>
<b>当期純利益</b>	<b>1,014,766</b>	<b>788,820</b>
<b>繰越金(当期末首残高)</b>	<b>19,735</b>	<b>23,210</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>1,034,502</b>	<b>812,030</b>

## 剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
当期末処分剰余金	1,034,502,020	812,030,835
計	1,034,502,020	812,030,835
剰余金処分額	1,011,291,651	791,218,878
出資に対する配当金	11,291,651	11,218,878
特別積立金	1,000,000,000	780,000,000
次期繰越金(当期末残高)	23,210,369	20,811,957

## 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「EY 新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

## 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和6年6月18日

飛 騨 信 用 組 合  
理事長 大原 誠

## 損益計算書に対する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 2百万円  
子会社等との取引による費用総額 0百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 1,387円22銭

## 貸借対照表に対する注記

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～50年
その他	3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。また、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を外国為替売買損益として処理しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）の協力の下にリスク統括部（資産査定部署）が資産査定を実施しております。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

11. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加えており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	216,116百万円
差引額	2,962百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合  
自：令和4年4月1日 至：令和5年3月31日 1.122%

(3) 補足説明

上記 (1) の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円である。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金14百万円を費用処理している。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記 (2) の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

14. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

は、次のとおりです。

貸倒引当金 3,034百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、ウクライナ紛争及び中東情勢による物価高等を背景とした個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、有価証券の取得時に、通貨スワップ取引を行うことにより、当該リスクを回避しています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、与信管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し、運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) リスク管理

当組合は、市場リスク管理規程及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの計量的測定を始め、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクにかかるとのモニタリングを行い、リスク計測手法の高度化と市場環境の変化を捉えた適切なリスクコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行っております。

これらの管理は、資金経理部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて、審議・報告を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち、債券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは、分散共分散法（保有期間240営業日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日現在で市場リスク量は全体で7,556百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、的確な資金ポジションを確保するため、資金繰りの状況、見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握し、貸出金・預金等の運用資産・調達負債を日常的に管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた適切かつ厳正な管理を行っております。

これらの管理は、資金経理部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて、審議・報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（P8参照）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	56,344	56,249	△ 94
(2) 有価証券			
その他有価証券（※2）	165,666	165,666	—
(3) 貸出金（※1）	115,794		
貸倒引当金（※2）	△ 3,034		
	112,759	115,099	2,339
金融資産計	334,770	337,014	2,244
(1) 預金積金（※1）	311,482	310,883	△ 599
(2) 借入金（※1）	1,400	1,400	—
金融負債計	312,882	312,283	△ 599
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(17)	(17)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(17)	(17)	—

(※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関しては市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、18. から21. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、主として通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券で時価のあるものについては、P8に記載しております。

19. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当事業年度中に売却したその他有価証券については、P8に記載しております。

21. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額については、P8に記載しております。

22. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの）であって、当該社債の発行が有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）・貸出金・外国為替、「その他

資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

(単位：百万円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,263
危険債権額	3,243
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	447
合計額	4,953

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は218百万円であります。

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、40,824百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが40,824百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 有形固定資産の減価償却累計額 3,597百万円

26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 84百万円

27. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 247百万円

28. 子会社等の株式又は出資金の総額 94百万円

29. 子会社等に対する金銭債務総額 21百万円

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	704
有価証券償却超過額	77
損金算入事業税	10
減価償却超過額	22
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	36
賞与引当金損金算入限度超過額	12
貯蔵品損金不算入額	11
その他	59
繰延税金資産小計	935
評価性引当額	△ 400
繰延税金資産合計	534

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	600
外貨建債券為替差益	723
為替スワップ評価差益	—
繰延税金負債合計	1,324
繰延税金資産の純額	789

(単位：百万円)

31. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金	12,000百万円
	有価証券	42百万円
担保資産に対応する債務	借入金	1,400百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金0,047百万円を担保提供しております。

32. 出資1口当たりの純資産額は、52,375円85銭です。

■ 主要項目の5年間の指標 / 損益

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期	第68期 令和4年3月期	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
経常収益	4,570	4,501	4,651	4,995	5,534
経常費用	3,984	3,796	3,291	3,610	4,201
経常利益	585	704	1,359	1,384	1,332
当期純利益	418	490	962	1,014	788

■ 主要項目の5年間の指標 / 主要勘定

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期	第68期 令和4年3月期	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
預金積金残高	258,871	280,069	291,809	303,871	311,482
貸出金残高	117,226	120,680	118,682	116,597	115,794
有価証券残高	145,298	154,783	157,749	159,182	166,111
総資産額	330,851	338,982	342,840	334,709	344,099
純資産額	26,058	29,474	28,908	27,118	29,484
単体自己資本比率	15.28%	15.82%	17.16%	18.10%	19.60%

(注)「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示 第22号により算出しております。

■ 主要項目の5年間の指標 / 出資金

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期	第68期 令和4年3月期	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
出資金	303	300	285	283	281
出資総口数	607,224 口	601,657 口	570,509 口	567,012 口	562,948 口
出資配当率	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
出資配当金	12	11	11	11	11

■ 職員数

項目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期	第68期 令和4年3月期	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
職員数	169 人	170 人	159 人	155 人	158 人

■ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
資金運用収支 (A) = (B) - (C)	3,948	4,147
資金運用収益 (B)	4,158	4,354
資金調達費用 (C)	209	207
役務取引等収支 (D) = (E) - (F)	△ 82	△ 71
役務取引等収益 (E)	241	242
役務取引等費用 (F)	323	314
その他業務収支 (G) = (H) - (I)	△ 520	△ 524
その他業務収益 (H)	107	232
その他業務費用 (I)	627	757
業務粗利益 (J) = (A) + (D) + (G)	3,345	3,551
業務粗利益率	1.00%	1.06%
業務純益	977	1,427
実質業務純益	977	1,188
コア業務純益	1,164	1,183
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	1,164	1,183

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100  
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額  
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

■ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高等

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期			第70期 令和6年3月期		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	332,932	4,158	1.24	334,189	4,354	1.30
うち貸出金	117,460	1,671	1.42	115,577	1,662	1.43
うち預け金	57,692	93	0.16	57,195	99	0.17
うち有価証券	156,399	2,337	1.49	160,036	2,536	1.58
資金調達勘定	311,774	209	0.06	312,449	207	0.06
うち預金積金	299,861	208	0.06	311,618	206	0.06
うち借入金	11,810	0	0.00	735	0	0.01

■ 受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
受取利息の増減	10	196
支払利息の増減	0	△ 2

■ 総資金利鞘

(単位:%)

項目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
資金運用利回り	1.24	1.30
資金調達原価率	0.82	0.82
総資金利鞘	0.42	0.48

■ 総資産利益率

(単位:%)

項目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
総資産経常利益率	0.41	0.39
総資産当期純利益率	0.30	0.23

(注) 総資産経常利益率 = (経常利益 ÷ 総資産(債務保証見返除く)平均残高) × 100  
 総資産当期純利益率 = (当期純利益 ÷ 総資産(債務保証見返除く)平均残高) × 100

■ 預金・積金に関する指標 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期		第70期 令和6年3月期	
	平均残高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
流動性預金	83,249	27.8	88,974	28.6
うち有利息預金	74,143	24.7	79,898	25.6
定期性預金	216,611	72.2	222,644	71.4
うち定期預金	209,613	69.9	215,834	69.2
うち定期積金	6,997	2.3	6,809	2.2
譲渡性預金その他の預金	—	—	—	—
合計	299,861	100.0	311,618	100.0

■ 定期預金に関する指標 (定期預金残高の内訳)

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期		第70期 令和6年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
固定金利	211,049	99.9	213,603	99.9
変動金利	6	0.1	6	0.1
定期預金合計	211,055	100.0	213,609	100.0

■ 貸出金に関する指標 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期		第70期 令和6年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
割引手形	122	0.1	224	0.2
手形貸付	2,820	2.4	3,349	2.9
証書貸付	105,665	90.0	103,659	89.7
当座貸越	8,850	7.5	8,344	7.2
合計	117,460	100.0	115,577	100.0

■ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期			第70期 令和6年3月期		
	残高	構成比(%)	債務保証見返額	残高	構成比(%)	債務保証見返額
当組合預金積金	1,750	1.5	3	1,896	1.6	13
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	13	0.0	—	8	0.0	—
不動産	61,308	52.6	0	60,385	52.1	0
その他	68	0.1	—	51	0.0	—
信用保証協会・信用保険	14,553	12.5	—	14,597	12.6	—
保証	36,037	30.9	97	36,127	31.2	65
信用	2,865	2.5	—	2,727	2.4	—
合計	116,597	100.0	100	115,794	100.0	78

## 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

### ■ 用途別の貸出金残高

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期		第70期 令和6年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
設備資金	67,892	58.2	68,259	58.9
運転資金	48,704	41.8	47,534	41.1
合計	116,597	100.0	115,794	100.0

### ■ 貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期		第70期 令和6年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
製造業	5,995	5.1	5,017	4.3
農業、林業	1,460	1.3	1,520	1.3
漁業	40	0.0	38	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	8	0.0
建設業	8,694	7.5	9,152	7.9
電気、ガス、熱供給、水道業	1,408	1.2	1,410	1.2
情報通信業	426	0.4	588	0.5
運輸業、郵便業	2,240	1.9	2,392	2.1
卸売業、小売業	9,952	8.5	9,972	8.6
金融業、保険業	600	0.5	600	0.5
不動産業	10,979	9.4	11,281	9.8
物品賃貸業	186	0.2	141	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	254	0.2	233	0.2
宿泊業	1,625	1.4	1,368	1.2
飲食業	1,761	1.5	2,020	1.8
生活関連サービス業、娯楽業	1,526	1.3	1,458	1.3
教育、学習支援業	42	0.0	41	0.0
医療、福祉	661	0.6	715	0.6
その他のサービス	6,448	5.5	6,036	5.2
その他の産業	1,803	1.6	1,872	1.6
小計	56,108	48.1	55,872	48.2
国・地方公共団体等	7,245	6.2	6,341	5.5
個人(住宅・消費・納税資金等)	53,242	45.7	53,580	46.3
合計	116,597	100.0	115,794	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ■ 預貸率・預証率

(単位:%)

項目	第69期 令和5年3月期		第70期 令和6年3月期	
	期末	期中平均	期末	期中平均
預貸率	38.37	39.17	37.17	37.08
預証率	52.38	52.15	53.32	51.35

### ■ 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
国債	17,088	17,577
地方債	29,073	29,993
短期社債	—	—
社債	30,352	32,219
株式	2,541	2,661
その他の証券	77,343	77,583
外国証券	62,057	63,186
(うち円貨債)	(52,633)	(54,977)
その他	15,285	14,397
合計	156,399	160,036

(注)当組合は商品有価証券を保有しておりません。

### ■ 貸出金に関する指標(金利区分別残高)

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期		第70期 令和6年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
固定金利	39,729	34.1	43,151	37.26
変動金利	76,867	65.9	72,642	62.73
貸出金合計	116,597	100.0	115,794	100.00

### ■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期			第70期 令和6年3月期			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,028	1,861	1,166	4,513	2,356	2,156
	債券	29,159	28,798	360	24,973	24,720	252
	国債	6,514	6,416	97	6,550	6,501	48
	地方債	12,082	11,876	205	10,203	10,041	161
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,563	10,505	57	8,219	8,177	42
その他	45,636	40,994	4,642	52,866	46,329	6,537	
小計	77,824	71,654	6,170	82,352	73,406	8,946	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	545	639	△ 93	249	291	△ 42
	債券	46,534	48,045	△ 1,511	54,467	56,508	△ 2,040
	国債	10,317	10,729	△ 412	11,002	11,728	△ 725
	地方債	16,686	17,248	△ 562	19,118	19,910	△ 792
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	19,530	20,066	△ 536	24,346	24,869	△ 523
その他	33,776	36,533	△ 2,756	28,596	30,596	△ 2,000	
小計	80,856	85,217	△ 4,361	83,313	87,397	△ 4,084	
合計	158,681	156,872	1,808	165,666	160,803	4,862	

(注) 1. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。  
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

### ■ 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期			第70期 令和6年3月期		
	売却価額	売却益	売却損	売却価額	売却益	売却損
その他有価証券	1,360	74	187	1,607	479	125

### ■ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期		第70期 令和6年3月期	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
子会社・子法人等株式	10		10	
非上場株式	89		89	
全信組連等出資金	1,380		1,380	
組合出資金	401		346	
合計	1,881		1,826	

(注) 1. 子会社・子法人等株式、非上場株式及び全信組連等出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。  
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。  
3. 当該項目については、金融商品の時価情報に含まれておりません。

### ■ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期				第70期 令和6年3月期			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,345	24,361	10,979	37,007	7,258	21,414	17,197	33,570
国債	—	5,334	1,660	9,836	3,309	1,963	3,737	8,541
地方債	643	6,282	4,535	17,307	1,022	6,005	6,809	15,483
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,701	12,744	4,783	9,863	2,925	13,444	6,650	9,545
その他	6,486	18,621	15,132	28,639	2,830	20,546	23,469	22,378
合計	9,831	42,983	26,112	65,646	10,088	41,960	40,667	55,949

### ■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

### ■ 金銭の信託の時価等に関する事項

### ■ 公共債ディーリング実績

### ■ 先物取引の時価情報

### ■ オフバランス取引の状況

### ■ オプション取引の時価情報

### ■ 外国為替取扱高

### ■ 子会社株式で時価のあるもの

いずれも該当する取引はございません。

※5ページから8ページの記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 開示債権の状況

当組合は、資産の健全性確保を最重要課題の1つとして取り組んでおりますが、令和6年3月期につきましても、厳正な自己査定を実施し、その査定結果に基づき適切な償却・引当を実施しました。  
「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に基づくリスク管理債権と「金融再生法」に基づく開示債権を以下の通り開示いたします。

### 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	1,363	718	645	100.00	100.00
	令和5年度	1,263	586	676	100.00	100.00
危険債権	令和4年度	2,058	830	945	86.31	77.05
	令和5年度	3,243	1,308	1,577	89.00	81.56
要管理債権	令和4年度	454	203	21	49.51	8.74
	令和5年度	447	206	18	50.34	7.74
三月以上延滞債権	令和4年度	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和4年度	454	203	21	49.51	8.74
	令和5年度	447	206	18	50.34	7.74
小計	令和4年度	3,876	1,752	1,613	86.81	75.93
	令和5年度	4,953	2,101	2,273	88.31	79.70
正常債権	令和4年度	112,883				
	令和5年度	111,014				
合計	令和4年度	116,760				
	令和5年度	115,968				

※百万円未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。
- 金額は決算後（償却後）の計数です。

不良債権は4,953百万円ありますが、このうち2,101百万円が担保や保証等でカバーされております。担保や保証等でカバーされていない部分（金額で2,852百万円）に対しても2,273百万円の貸倒引当金を計上しており、不良債権に対するカバー率は88.31%となっております。  
さらに組合員勘定（株式会社の自己資本に相当する部分）27,879百万円からみても不良債権が経営に与える影響は僅かであり、経営の健全性を十分に確保しております。

### 貸倒引当金の期末残高・期中増減額

(単位:百万円)

項目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年3月期	1,074	1,018	—	※ 1,074	1,018
	令和6年3月期	1,018	779	—	※ 1,018	779
個別貸倒引当金	令和5年3月期	1,827	1,591	257	※ 1,569	1,591
	令和6年3月期	1,591	2,254	19	※ 1,571	2,254
合計	令和5年3月期	2,902	2,609	257	※ 2,644	2,609
	令和6年3月期	2,609	3,034	19	※ 2,590	3,034

※洗替えによる取り崩し

### 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目	第69期 令和5年3月期	第70期 令和6年3月期
貸出金償却	—	—

## 自己資本の充実の状況等について

### 自己資本比率

自己資本比率は、貸出金等の「資産（※リスク・アセット等）」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値であり、金融機関の健全性・安全性を計る重要な指標です。

令和6年3月期の自己資本の額は28,617百万円、自己資本比率は19.60%と国内で業務を行う金融機関の基準4%を大きく上回り、「ひだしん」の財務体質が極めて高い水準にあることを示しています。

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまからの普通出資金による調達を始め、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本の充実を図り、経営の健全性・安全性を保っております。

なお、将来の自己資本の充実策については、各年度毎の事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

※「リスク・アセット等」とは資産（貸出金や有価証券等）に関する貸倒れの危険性の総量をいい、貸借対照表に記載された各資産に対して、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じたリスク・ウェイトを乗じて算出します。「パーセルⅢ」の導入に伴い、従来に比べてリスク・アセット算出の精緻化が図られました。

### 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	27,092	27,868
うち、出資金及び資本剰余金の額	283	281
うち、利益剰余金の額	26,820	27,597
うち、外部流出予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,018	779
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,018	779
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	28,111	28,648
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	41	30
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	41	30
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—

### 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
<b>特定項目に係る10パーセント基準超過額</b>		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
<b>特定項目に係る15パーセント基準超過額</b>		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	41	30
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	28,069	28,617
<b>リスク・アセット等(3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	147,554	138,556
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,449	7,412
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	155,003	145,969
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	18.10%	19.60%

(注)自己資本算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計</b>	<b>147,554</b>	<b>5,902</b>	<b>138,556</b>	<b>5,542</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	147,553	5,902	138,555	5,542
(i) ソブリン向け	3,417	136	3,467	138
(ii) 金融機関向け	18,164	726	19,261	770
(iii) 法人等向け	37,893	1,515	35,448	1,417
(iv) 中小企業等・個人向け	35,754	1,430	37,412	1,496
(v) 抵当権付住宅ローン	3,535	141	3,687	147
(vi) 不動産取得等事業向け	13,153	526	13,175	527
(vii) 三月以上延滞等	637	25	605	24
(viii) 出資等	8,390	335	8,268	330
出資等のエクスポージャー	8,390	335	8,268	330
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	9,035	361	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資金等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,378	55	1,378	55
(xi) その他	16,191	647	15,849	633
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	0	0	0	0
ルック・スルー方式	0	0	0	0
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
<b>ロ. オペレーショナル・リスク</b>	<b>7,449</b>	<b>297</b>	<b>7,412</b>	<b>296</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)</b>	<b>155,003</b>	<b>6,200</b>	<b>145,969</b>	<b>5,838</b>

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。  
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです)。  
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、信用保証協会等による保証付エクスポージャーやオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額などが含まれます。  
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。  

$$\text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
  
7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### 1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。  
なお、当組合の自己資本調達手段は次のとおりです。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安定性を充分保っております。  
なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。

### 3. 信用リスクについて

信用リスクとは、取引先の倒産や経営財務状況の悪化等により、貸出金やその利息などの回収が困難となり、金融機関が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、貸出資産の良質化のため、法令遵守はもとより「財務分析」「信用格付け」の活用、不動産価格の適正評価を行うとともに、営業店への本部指導などを実施しております。

さらに、信用リスク回避のため、特定の業種やお客さまに偏ることのないよう、小口・中口多数取引の推進を図るとともに、定期的なポートフォリオ管理などにより信用リスクを認識する管理態勢を構築しています。

当組合では、信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。

また、信用リスク・アセット額の算定にあたっては、各エクスポージャーに分類のうえ、それぞれに定められたリスク・ウェイトを乗じて算出する「標準的手法」を採用しております。

当該手法の採用にあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する格付は以下の4つの適格格付機関を採用しております。

- 株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

このような信用リスク管理の状況については、ALM委員会で協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会への報告体制を整備しております。  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

## 4. 信用リスク削減手法について

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、資金使途、返済原資並びに財務内容など、さまざまな角度から融資の可否判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置付けとして認識しております。

ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合がございます。

この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合の定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当組合が採用している信用リスク削減手法は、適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として公的・民間保証等が該当します。

民間保証については、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

## 5. オペレーショナル・リスクについて

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部事象の発生によって組合が損失を被るリスクのことであり、不適切な事務処理、システムの停止や誤作動、災害発生など、組合経営に重大な影響を与えるリスクの総称です。

当組合では、それらのリスクを適切に管理するため「事務リスク管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、適切な管理態勢の整備並びにリスクの軽減に取り組んでおります。

「事務リスク」につきましては、正確な事務処理遂行のため、営業店指導を強化するとともに、各種研修を定期的に行い、事務品質の向上に努めております。

また、事務ミス等を未然に防止するため、自店内検査や監査部による臨店監査等により相互牽制機能の強化を図っております。

「システムリスク」につきましては、災害等によりシステムが正常機能しなくなった場合に備えた「コンティンジェンシープラン(危機管理計画)」を作成し、業務への支障を最小限に抑える体制を構築しております。

これらのリスクに関しましては、リスク統括部におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において報告する体制を整備しております。当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出について、過去3年間の粗利益額の平均値に基づき算出する「基礎的手法」を採用しております。

## 6. 株式・出資金等について

上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク・リミットの遵守状況やストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、定期的にALM委員会に報告しています。

一方、非上場株式、子会社株式、その他出資金に関しては、「余資運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行い、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用基準」等に従い、適正処理を行っております。

## 7. 金利リスクについて

○リスクの管理方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、当組合においては、定期的に評価・計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について経済的価値の変動額である△EVEを計測しております。

なお、当組合は、四半期月末を基準日として、四半期毎で金利リスクを計測しております。

○金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
  - (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
  - (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提  
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
  - (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
  - (e) 複数通貨の集計方法及びその前提  
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVEが正となる通貨のみを対象としております。
  - (f) スプレッドに関する前提  
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
  - (g) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
  - (h) 計測値の解釈や重要性に関する説明  
△EVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。  
なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。
- B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法及びリスク量は3ページに記載しております。

## 8. 連結の範囲に関する事項等

当組合には子会社等として「ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社」、「飛驒・高山さるぼぼ結ファンダ2号投資事業有限責任組合」および「飛驒・高山サステナブルファンダ投資事業有限責任組合」があります。

飛驒信用組合グループとして連結された財務諸表は、連結財務諸表規則第5条第2項で規定される重要性の原則により、作成しておりません。このため連結財務諸表を基礎とする諸指標は算出しておりませんが連結自己資本比率についてのみ「平成18年金融庁告示第21号」に準じて算出しております。各種経営指標については飛驒信用組合単体のものをご参照ください。

## 9. 派生商品取引及び長期決済期間取引ならびに証券化取引について

いずれも該当ございません。

## 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	国内	282,253	289,650	117,127	116,234	86,641	91,471	—	—	—	—	509
国外	59,557	58,845	—	—	59,557	58,845	—	—	—	—	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>341,811</b>	<b>348,495</b>	<b>117,127</b>	<b>116,234</b>	<b>146,199</b>	<b>150,317</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>509</b>	<b>491</b>
製造業	13,349	14,051	5,995	5,017	7,353	9,033	—	—	—	—	2	2
農業、林業	1,460	1,520	1,460	1,520	—	—	—	—	—	—	54	52
漁業	40	38	40	38	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	8	—	8	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	9,295	9,946	8,694	9,152	600	793	—	—	—	—	40	12
電気、ガス、熱供給、水道業	6,112	6,490	1,408	1,410	4,704	5,080	—	—	—	—	—	—
情報通信業	927	988	426	588	500	400	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,544	4,606	2,240	2,392	1,304	2,213	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	16,468	16,382	9,952	9,972	6,515	6,409	—	—	—	—	25	27
金融業、保険業	12,144	12,057	600	600	11,544	11,457	—	—	—	—	—	—
不動産業	18,072	18,253	10,979	11,281	7,092	6,971	—	—	—	—	30	30
物品賃貸業	186	141	186	141	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	254	233	254	233	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,625	1,368	1,625	1,368	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,961	2,220	1,761	2,020	200	200	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,526	1,458	1,526	1,458	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	42	41	42	41	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	661	715	661	715	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	6,748	6,531	6,448	6,036	300	495	—	—	—	—	0	5
その他の産業	2,001	2,043	1,803	1,872	197	171	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	53,573	54,585	7,245	6,341	46,327	48,244	—	—	—	—	—	—
個人	53,242	53,580	53,242	53,580	—	—	—	—	—	—	356	361
その他	138,572	141,230	530	440	59,557	58,845	—	—	—	—	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>341,811</b>	<b>348,495</b>	<b>117,127</b>	<b>116,234</b>	<b>146,199</b>	<b>150,317</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>509</b>	<b>491</b>
1年以下	24,301	25,247	14,754	15,709	9,547	9,537	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	30,218	28,010	7,198	5,900	23,019	22,109	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	27,166	27,206	8,501	7,776	18,665	19,430	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	19,104	20,401	8,462	11,217	10,641	9,184	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	33,586	47,204	15,836	14,766	17,750	32,437	—	—	—	—	—	—
10年超	127,226	116,806	60,651	59,189	66,575	57,617	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	80,207	83,619	1,722	1,675	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>341,811</b>	<b>348,495</b>	<b>117,127</b>	<b>116,234</b>	<b>146,199</b>	<b>150,317</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(注)

- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、投資信託、固定資産等が含まれます。
- CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本事項については、9ページ～10ページ「開示債権の状況」に掲載しております。

### 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

区分	当期増加額		個別貸倒引当金 当期減少額		期末残高		貸出金償却	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	2	1	48	2	2	1	—	—
農業、林業	127	128	124	127	127	128	—	—
漁業	27	26	27	27	27	26	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	49	861	55	49	49	861	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	0	0	0	0	0	0	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	230	229	352	230	230	229	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	318	300	311	318	318	300	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	322	309	438	322	322	309	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	512	396	468	512	512	396	—	—
<b>合計</b>	<b>1,591</b>	<b>2,254</b>	<b>1,827</b>	<b>1,591</b>	<b>1,591</b>	<b>2,254</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	17,109	56,207	17,091	57,310
10%	197	14,329	171	14,404
20%	41,703	55,170	46,650	58,332
35%	—	10,110	—	10,539
50%	28,429	695	30,291	675
75%	—	47,295	—	49,352
100%	12,270	54,425	11,491	52,067
150%	78	271	69	245
250%	3,312	301	—	—
<b>合計</b>	<b>103,102</b>	<b>238,807</b>	<b>105,765</b>	<b>242,927</b>

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	2,224	2,266	3,706	3,840	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	0	0
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当はございません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,574	3,574	4,762	4,762
非上場株式等	6,867	—	6,999	—
合計	10,441	3,574	11,762	4,762

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	1,073	2,114

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	13	321
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

## 金利リスクに関する事項

### IRRBB：金利リスク

(単位:百万円)

項番	△EVE		△NII	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1 上方パラレルシフト	10,481	10,191	292	343
2 下方パラレルシフト	—	—	86	△11
3 スティープ化	8,337	8,041		
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	10,481	10,191	292	343
	令和4年度		令和5年度	
8 自己資本の額	28,069		28,617	

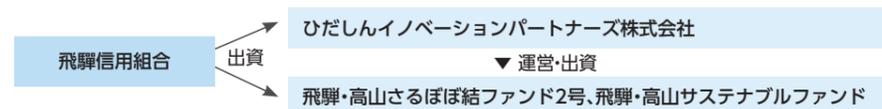
(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、P14「7.金利リスクについて」に記載しております。

※△EVEとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※△NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

## 当組合および子会社等の概況

### 飛驒信用組合グループの事業系統図



### 子会社等の概況

(令和6年3月末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金 (百万円)	議決権 所有割合
ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社	岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1	・投資事業組合財産の運用および管理 ・株式、社債又は持分その他の有価証券に対する投資業務	平成26年11月7日	10	100%
飛驒・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合	岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1	・地域経済活性化を目的とする投資業務	平成28年6月10日	174	—
飛驒・高山サステナブルファンド投資事業有限責任組合	岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1	・地域活性化および事業承継を目的とする投資業務	令和6年1月22日	36	—

### 連結自己資本比率

当組合では、子会社は当信用組合グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成していません。

なお、子会社等のひだしんイノベーションパートナーズ株式会社、飛驒・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合および飛驒・高山サステナブルファンド投資事業有限責任組合を含めた連結自己資本比率は下記のとおりであります。

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	27,096	27,871
うち、出資金及び資本剰余金の額	283	281
うち、利益剰余金の額	26,824	27,601
うち、外部流出予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,018	779
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,018	779
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	28,115	28,651
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	41	30
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	41	30
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に該当するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に該当するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に該当するものの額	—	—

■ 連結自己資本比率

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	41	30
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	28,073	28,620
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	147,554	138,558
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	—	—
うち、繰延税金資産	—	—
うち、退職給付に係る資産	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,514	7,474
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	155,069	146,032
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	18.10%	19.59%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く):連結

■ 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高(連結)

【業種別および残存期間別】

影響が僅少であるため記載を省略します。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額(連結)

単体と同一です。

■ 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等(連結)

単体と同一です。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等(連結)

影響が僅少であるため記載を省略します。

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(連結)

単体と同一です。

証券化エクスポージャー・出資等エクスポージャーに関する事項:連結

■ 証券化エクスポージャーに関する事項(連結)

該当はございません。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項(連結)

影響が僅少であるため記載を省略します。

\*単体の各種指標につきましてはP15~17をご参照ください。